

平成26年度

■ 年 報 ■

第22号

四日市市立博物館

四日市市立博物館の使命

1 市民の創造性を高めます。

これからの豊かなまちづくりには市民の創造性が必要です。文化の振興によって創造性豊かな人材を養成し、市民の活力を引き出して都市の力を高め、市外からも創造的な人材が集まるようにして魅力ある都市を形成していくことが理想です。その実現のために四日市市の文化資産のひとつである市立博物館は、市民一人ひとりの多様な個性に対応し、文化の多様性を認め合いながら、それぞれがより豊かな個性に育っていくよう、多彩な内容のものを学習できる機会を作っていきます。これまで地域に培われてきた文化を伝えるだけでなく、市民一人ひとりの個性の創造に寄与してその成果として現れる新たな文化の創造に尽くしていきます。

2 郷土を大切にすることを育みます。

郷土から世界の国々、果ては宇宙に至る多様な自然、歴史や文化について、様々な角度から取り上げます。直接あるいは他地域との違いにより間接的に郷土に対する市民の理解を深め、そのことにより、よりよいまちづくりの基盤を形成し、郷土を大切にすることを育むとともに、他の地域や外国との発展的な関係を生む基礎を形成します。

3 世代をつなぎます。

これまで当博物館は、公立の施設としての特色を活かして、郷土の先人が創り出した文化遺産を保全し、知識を蓄えてきました。これらは、郷土のかけがえのない文化的財産であり、今後もこれらの蓄えを増やし、効果的に運用しながら確実に次の世代に引き継ぎ、世代と世代をつないでいきます。また、これらの文化的財産を活用した世代間の交流の場をもち、永続的に市民文化を継承するとともに、この地域の新たな特色ある文化の創造に寄与します。

4 歴史を未来に活かします。

四日市市立の当博物館は、四日市市の行政組織のひとつとして、これまでに蓄えた歴史的資料や知識、施設を活用し、われわれが現在直面している様々な問題について考える場としての役割を担い、よりよいまちづくりを目指します。

5 学校教育をより豊かなものにします。

学校教育のカリキュラムに対応した展示やプラネタリウム投映を実施し、教科書では行うことのできない方法で子どもたちに歴史や自然科学を体験させ、教室での授業をより豊かなものとします。また、質の高い文化・芸術にふれることにより、豊かな人間性を備えた子どもが育成されるよう学校教育を支援します。

博物館2階に「四日市公害と環境未来館」を併設することに伴い、経年劣化が進んでいる3階常設展示および5階プラネタリウムを一体的に整備するため、平成26年度は、5月12日から3月20日までの約10か月間にわたって改修工事のため休館いたしました。平成5年のオープン以来、初めての大規模改修でしたが、予定通り平成27年3月21日にリニューアルオープンすることができました。

開館日数は45日間と僅かなため、展覧会やプラネタリウム投映の回数は例年に比べて極端に減りましたが、出前講座やきらら号観望会、小中学校連携授業など教育普及活動は例年どおり実施いたしました。

新しい常設展「時空街道」では、原始・古代から江戸時代までの建物を原寸大で再現し、併設の「四日市公害と環境未来館」と合わせて展示することにより、現代までの四日市のあゆみや人々のくらしを体感できるようにいたしました。また、プラネタリウム「GINGA PORT（ギンガポート）401」では、世界最多の約1億4千万個の星を投映し、世界で初めて約9,500個の星の色を再現するなど世界最先端の技術を導入いたしました。

こうしたことから、市内外からたくさんの観覧者に訪れていただいております。今後も「四日市公害と環境未来館」と連携を図りながら、より市民に親しまれる総合博物館としての役割を果たしてまいります。

※ なお、記載にあたっては、個人・団体の敬称は略させていただきます。ご了承ください。

平成27年8月

目 次

| | |
|-----------------|----|
| 年報発刊にあたって | 1 |
| 目 次 | 2 |
| I 事業概要 | |
| 1 博物館事業 | |
| 1 常設展示 | 3 |
| 2 企画・特別展示 | 3 |
| 3 教育普及事業 | 4 |
| 4 資料収集保存事業 | 6 |
| 5 調査研究事業 | 14 |
| 2 プラネタリウム事業 | |
| 1 天文展示 | 15 |
| 2 プラネタリウム投映事業 | 15 |
| 3 天文教育普及事業 | 18 |
| 3 リニューアル事業 | |
| 1 常設展示 | 22 |
| 2 プラネタリウム | 22 |
| II 管理・運営 | |
| 1 組織 | 23 |
| 2 決算 | 24 |
| 3 博物館協議会 | 26 |
| 4 施設の利用 | 26 |
| 5 年報の発行 | 27 |
| 6 利用状況 | 27 |
| 7 関係法規 | 29 |
| III 施設概要 | 35 |
| IV 利用案内 | 37 |
| 四日市市楠歴史民俗資料館 | |
| I 事業概要 | |
| 1 これまでの経緯 | 38 |
| 2 事業 | 39 |
| 3 施設の利用 | 40 |
| 4 利用状況 | 41 |
| 5 関係法規 | 42 |
| II 施設概要 | 46 |

I 事業概要

1 博物館事業

1 常設展示

基本テーマ「伊勢湾と鈴鹿山脈のある四日市の文化と生活環境」をもとに、地質時代から現代までの四日市市及び北勢地域のあゆみを、「北勢地域のおいたちと自然環境」、「原始・古代の人びとの生活」、「四日市と四日市庭浦の成立」、「東海道と伊勢参宮道の賑わい」、「四日市港と近代産業の発展」、「戦災からの復興と都市の創造」の六つのテーマで構成し、その時代の特色を浮き立たせるよう工夫している。

コーナー展示では、戦前に東海地方有数の祭りであった「四日市祭」と、「浮世絵」に描かれた四日市の展示を行っている。

また、文化勲章受章作家で名誉市民の丹羽文雄の業績を永く伝えていくために、平成 18 年 12 月 9 日に丹羽文雄記念室を開館し、同時に常設展示を無料とした。

なお、丹羽文雄記念室以外の常設展示は、平成 26 年 5 月 11 日をもって公開を終了し、約 10 か月の工事期間を経て、平成 27 年 3 月 21 日に新常設展「時空街道」をオープンした。

常設展示室 2 階に新たに併設された四日市公害と環境未来館との展示の連続性を保つため、博物館では原始・古代、中世、近世の時代を、四日市公害と環境未来館では近代・現代の時代を扱うこととした。「時空街道」の基本テーマは「四日市のまちのあゆみと、人々のくらしの変化」。資料を展示ケースに並べる従来の展示とは大きく異なり、各時代を特徴づける原寸大の建物を再現し、観覧者が展示空間の中に立つことで歴史を体感することを目的としている。



平成 26 年度常設展示

| | |
|------|--------------------------|
| 開館日数 | 45 日（うち旧常設展分 36 日） |
| 観覧者数 | 7,355 人（うち旧常設展分 3,341 人） |
| 観覧料 | 無料 |

2 企画・特別展示

本年度は、一つの特別展を開催した。

(1) 特別展 「チェブラーシカとロシア・アニメーションの作家たち」

| | |
|--------|---|
| [主 催] | 四日市市立博物館 |
| [後 援] | ロシア文化フェスティバル組織委員会 ロシア連邦文化省、駐日ロシア連邦大使館 ロシア連邦協力庁、国際アニメーションフィルム協会日本支部/ASIFA-Japan 中日新聞社、朝日新聞社、毎日新聞社、読売新聞社、 伊勢新聞社、三重エフエム放送、エフエムよっかいち(株)、 (株)シー・ティー・ワイ、三重テレビ放送 NHK津放送局 |
| [助 成] | (公財)岡田文化財団 |
| [協 力] | チェブラーシカ・プロジェクト (株)フロンティアワークス ロシア国立映画博物館 平凡社 (公財)徳間記念アニメーション文化財団 |
| [企画協力] | (株)イデッフ |



- 会 期：4月5日(土)～5月11日(日) 32日間
- 観覧者数：4,533人
- 観 覧 料：一般700円、高校大学生500円、中学生以下無料
- 関連行事

○子ども博物館教室「ロシア風おもちゃのストラップをつくろう」
 日 時：4月27日(日) 10:00～12:00 参加者：28人
 14:00～16:00 参加者：32人



講 師：川本一也（当館指導主事）

ロシアの民芸品マトリョーシカ風のオリジナルストラップ製作のワークショップは、応募者多数により回数を増やして、午前・午後の2回に分けて実施。特別展を講師の説明を聞きながら観覧し、講座室でマトリョーシカやチェブラーシカの形をした紙粘土に、自分で考えた模様を絵具等で色付けした。



■担当者所感（企画普及係 田中伸一）

絵本の原画を中心にアニメーション創作過程のスケッチや絵コンテ、人形、マケット（舞台装置の模型）、映像など、チェブラーシカ関係の資料を中心にロシア・アニメーション界の作家たちの資料も含め約350点を展示した。

観覧者は総数4,533名で、当初想定には届かなかった。観覧者の傾向としては、他の展覧会同様女性が多くを占めるが、20～40代の割合が多い傾向が見られた。

観覧者のようすを見ると楽しそうに笑顔で資料を見ており、アンケートの記述にも「かわいい」「癒された」「楽しい」という言葉が見られた。文化面での規制の多かったソ連時代に生まれた「チェブラーシカ」は子どもたちが最初に出会う絵本とロシアでは言われている。得体の知れない動物と人間が仲間になる物語が醸し出す平和や平等感、温かさややすらぎが観覧者に少しでも伝わったのではないかと思う。

(2) 学習支援展示

| 展 示 内 容 | 月 日 | 会 場 |
|------------------------|-------------------|---------------------|
| ①大昔の四日市 －弥生時代と古墳時代－ | 4月12日(土)～5月11日(日) | サルビアギャラリー・ 3Fロビー |

3 教育普及事業

(1) 「子ども博物館教室」

| ワークショップ | 参加者 |
|-----------------------------|------|
| 4月20日 日 大昔のくらし体験とまが玉づくり | 65人 |
| 4月27日 日 ロシア風おもちゃのストラップをつくろう | 60人 |
| 合 計 | 125人 |

(2) 一般向け講座

| 古文書の楽しみ方 | 参加者 |
|-----------------|-----|
| 4月13日 日 ①「暦と四季」 | 30人 |

| | | | |
|-------|---|------------|-----|
| 5月11日 | 日 | ②「平がなと片かな」 | 32人 |
| 合 計 | | | 62人 |

| | | | |
|----------|-----|---------------|-----|
| 時空街道ツアー | | | 参加者 |
| 3月28・29日 | 土・日 | 11:15～、14:15～ | 42人 |

- (3) 「丹羽文雄記念室」関連事業
- (4) 博物館実習（大学生・大学院生対象）
- (5) 教員のための研修
- (6) 中学生の職場体験

以上の行事については、リニューアル工事に伴う休館のため、実施しなかった。

- (7) 丹羽文雄記念室 語り部ボランティアの活動

四日市が誇る作家丹羽文雄をより一層市民に知っていただき、四日市の文化を再発見する取り組みとして、語り部の解説や、ゆかりの地を散策するルートの案内を行っている。特に、毎月20日は「語り部の日」と定め、記念室で案内の活動を行っている。本年度の活動は約2ヶ月の開館期間に延べ11回の活動を行った。

- (8) ボランティアの養成と協働

今年度の登録数は、リニューアル前96人、リニューアル後74人。全ボランティアが行う活動の延べ活動者数は1,363人であった。なお、工事休館中に新しい常設展の案内を中心とする新しい博物館ボランティア（これまでの博物館ボランティアと学習支援ボランティアを統合）を募集し、新たなボランティアの養成と協働を進めた。

| | | | | |
|------------|-----|---------|------------|-----|
| 博物館ボランティア | 68人 | | 博物館ボランティア | 57人 |
| 学習支援ボランティア | 11人 | リニューアル後 | 博物館ボランティア | 8人 |
| 丹羽文雄記念室語り部 | 8人 | → | 丹羽文雄記念室語り部 | 8人 |
| 古文書ボランティア | 9人 | | 古文書ボランティア | 9人 |
| 合計 | 96人 | | 合計 | 74人 |

- (9) 講座講師の派遣

地区市民センター等館外で行われる講演会等への講師派遣を実施している。博物館の担うべき教育普及機能としての活動、市民の学習意欲を高めるための活動、また、博物館に親んでもらうための活動として積極的に対応しているところである。

| 月日 | 演題 | 主催者 | 参加者 |
|-------|----------|-------------------|-----|
| 4月16日 | 地獄と極楽の話 | 桜一色いきいきサロン | 44人 |
| 4月22日 | 地獄と極楽の話 | 青山里会小山田在宅介護支援センター | 20人 |
| 4月25日 | 伊勢参宮と四日市 | 東日野町いきいきサロン「きずな」 | 23人 |
| 5月1日 | 四日市市の歴史 | 四日市市職員研修所 | 70人 |
| 6月13日 | 心を包む風呂敷 | シーズネット三重 | 68人 |
| 7月10日 | 心を包む風呂敷 | ウイミンよっかいち | 10人 |
| 8月22日 | 因果応報の世界 | 東日野町いきいきサロン「きずな」 | 20人 |
| 8月26日 | 伊勢参宮と四日市 | 高花平ミニ福祉教室 | 51人 |
| 9月4日 | 地獄と極楽の話 | 睦会 | 21人 |
| 9月5日 | 伊勢参宮と四日市 | 下野・活き域ネット | 62人 |
| 9月16日 | 伊勢参宮と四日市 | 下野・活き域ネット | 67人 |
| 9月16日 | 地獄と極楽の話 | 桜台いきいき塾 | 33人 |

| | | | |
|---------|--------------|--------------------|--------|
| 9月18日 | 因果応報の世界 | 四日市市民大学地域カレッジ2014 | 19人 |
| 9月20日 | みなとの歴史Ⅰ | 四日市港管理組合 | 22人 |
| 9月23日 | 伊勢参宮と四日市 | 下野・活き域ネット | 45人 |
| 9月25日 | 東海道と四日市宿 | 常磐のまちを考える会 | 35人 |
| 9月26日 | 東海道と四日市宿 | 東海道のある地区市民センター館長会 | 10人 |
| 9月30日 | 伊勢参宮と四日市 | 青山里会小山田在宅介護センター | 21人 |
| 10月16日 | 心を包む風呂敷 | 山百合会 | 14人 |
| 10月18日 | みなとの歴史Ⅱ | 四日市港管理組合 | 20人 |
| 10月23日 | 心を包む風呂敷 | いきいきふれあいサロン悠々室山 | 24人 |
| 10月23日 | 三重の今昔(いまむかし) | 三重郷土資料館再生プロジェクトチーム | 51人 |
| 11月28日 | 東海道と四日市宿 | 東海社会科研究会 | 27人 |
| 11月28日 | 四日市の東海道を歩く | 東海社会科研究会 | 27人 |
| 12月5日 | 地獄と極楽の話 | 下野・活き域ネット | 67人 |
| 12月16日 | 地獄と極楽の話 | 下野・活き域ネット | 60人 |
| 12月23日 | 地獄と極楽の話 | 下野・活き域ネット | 56人 |
| 2月13日 | 地獄と極楽の話 | NPO法人ウイミンよっかいち | 13人 |
| 2月16日 | 因果応報の世界 | 桜台いきいき塾 | 31人 |
| 3月1日 | 心を包む風呂敷 | 人権プラザ天白 | 22人 |
| 3月4日 | 心を包む風呂敷 | 富洲原地区市民センター | 17人 |
| 3月25日 | 東海道と四日市宿 | 四日市商工会議所青年部 | 25人 |
| 合 計 32回 | | | 1,095人 |

4 資料収集保存事業

(1) 博物館の諸活動のなかで、最も基本となる活動として、各資料の収集を図り、その保存に努めた。

(2) 収蔵庫燻蒸 12月27日(土)～1月3日(土)＜この間、休館＞

収蔵資料を虫の被害から守るために実施。今年度は、第3収蔵庫に収蔵棚の設置工事を実施したため、通常の燻蒸(害虫に対応)ではなく、虫とカビに対応する薬剤を使用した。なお、今後は収蔵庫燻蒸から文化財IPM(総合的有害生物管理)へ移行することで、環境への影響を低減する。

(3) 資料の状況 (平成27年3月末現在)

| | 区 分 | 実物・標本 | 模写模型 |
|---------------------------------|---------|--------|------|
| 1 人 文 科 学 資 料 | (1)考古 | 1,397 | 25 |
| | (2)美術工芸 | 3,052 | 30 |
| | (3)民俗 | 4,757 | 18 |
| | (4)歴史 | 10,500 | 62 |
| | (5)文学 | 4,917 | 8 |
| | 計 | 24,623 | 143 |

| | 区 分 | 実物・標本 | 模写模型 |
|---------------------------------|----------|-------|------|
| 2 自 然 科 学 資 料 | (1)動物資料 | 0 | 0 |
| | (2)植物資料 | 3,272 | 0 |
| | (3)地学資料 | 130 | 2 |
| | (4)理工学資料 | 0 | 0 |
| | (5)天文資料 | 7 | 0 |
| | (6)その他 | 0 | 0 |
| 計 | 3,409 | 2 | |

※ 資料点数合計 28,177点

(4) 新収蔵資料

平成26年度購入資料

| 番号 | 資料名・作者等 | 分野 | 点数 | 年/月/日 |
|----|-----------------------------|------|----|---------|
| 1 | 本城直季作品(写真)「四日市市立博物館-安島一丁目-」 | 美術工芸 | 1点 | 27/2/20 |

| | | | | |
|----|------------------------------------|------|----|---------|
| 2 | 本城直季作品(写真)「富田山城線ー羽津・茂福町ー」 | 美術工芸 | 1点 | 27/2/20 |
| 3 | 本城直季作品(写真)「東名阪自動車道四日市ジャンクションー伊坂町ー」 | 美術工芸 | 1点 | |
| 4 | 本城直季作品(写真)「伊坂ダムサイクルパークー伊坂町ー」 | 美術工芸 | 1点 | |
| 5 | 本城直季作品(写真)「久留倍官衙遺跡ー大矢知町ー」 | 美術工芸 | 1点 | |
| 6 | 本城直季作品(写真)「大四日市まつりー諏訪町ー」 | 美術工芸 | 1点 | |
| 7 | 本城直季作品(写真)「四日市ドームー羽津甲ー」 | 美術工芸 | 1点 | |
| 8 | 本城直季作品(写真)「オーストラリア記念館ー羽津甲ー」 | 美術工芸 | 1点 | |
| 9 | 本城直季作品(写真)「鯨船まつりー東富田町ー」 | 美術工芸 | 1点 | |
| 10 | 本城直季作品(写真)「鈴鹿川と第1コンビナートー塩浜ー」 | 美術工芸 | 1点 | |
| 11 | 本城直季作品(写真)「磯津橋ー鈴鹿川河口ー」 | 美術工芸 | 1点 | |
| 12 | 本城直季作品(写真)「四郷郷土資料館ー西日野町ー」 | 美術工芸 | 1点 | |
| 13 | 本城直季作品(写真)「中央通りー諏訪町ー」 | 美術工芸 | 1点 | |
| 14 | 本城直季作品(写真)「四日市旧港ー稲場町・高砂町ー」 | 美術工芸 | 1点 | |
| 15 | 本城直季作品(写真)「JR関西本線ー東富田町ー」 | 美術工芸 | 1点 | |
| 16 | 本城直季作品(写真)「日永駅ー日永一丁目ー」 | 美術工芸 | 1点 | |
| 17 | 本城直季作品(写真)「近鉄八王子子線ー東日野二丁目ー」 | 美術工芸 | 1点 | |
| 18 | 本城直季作品(写真)「鯨船まつりー富田一丁目ー」 | 美術工芸 | 1点 | |

平成 26 年度寄贈資料一覧

| 番号 | 資料名 | 分野 | 点数 | 年月日 |
|------|----------------------------|------|-----|---------|
| 1 | 色絵龍文香合 大塚香悦作 | 美術工芸 | 1点 | 26/6/26 |
| 2 | レコード類 (LP14枚 SP1枚 ジャケット2枚) | 民俗 | 17点 | 26/6/30 |
| 3 | アイロン (三菱製) | 民俗 | 1点 | 26/6/30 |
| | 扇風機 (三菱製) | 民俗 | 1点 | |
| | トランク | 民俗 | 1点 | |
| | 防空電球 | 歴史 | 5点 | |
| | グレイト・ホワイト・フリート来日記念ハガキ | 歴史 | 1点 | |
| | 紀元二千六百年祝典記念章 | 歴史 | 1点 | |
| | (大正) 大礼記念章 | 歴史 | 1点 | |
| | (昭和) 大礼記念章 | 歴史 | 1点 | |
| | 教育勅語 | 歴史 | 1点 | |
| | 奈良名所細見図 | 歴史 | 1点 | |
| | 千代田之大奥 | 美術工芸 | 4点 | |
| 4 | 西南戦争図 月岡芳人作 | 美術工芸 | 1点 | 26/6/30 |
| | ワープロ (CASIO製) | 民俗 | 1点 | |
| | ワープロメモリーRM4 (CASIO製) | 民俗 | 1点 | |
| | ソニーウォークマン | 民俗 | 1点 | |
| | 大阪万国博覧会インド館ゾウのぬいぐるみ | 民俗 | 1点 | |
| | 鳩時計「POPPO」 | 民俗 | 1点 | |
| | セルロイド製筆入れ | 民俗 | 1点 | |
| | 算盤 (五つ玉) | 民俗 | 1点 | |
| | 岡田屋名入り物差し | 民俗 | 2点 | |
| | 缶Peaceの空き缶 | 民俗 | 1点 | |
| | 紙入れ | 民俗 | 2点 | |
| 楊枝入れ | 民俗 | 1点 | | |

| | | | | |
|------------------|----------------------------------|----|----|---------|
| 4 | 子ども用髪飾り | 民俗 | 1点 | 26/6/30 |
| | 窓口便覧 (川島郵便局 昭和33年) | 民俗 | 1点 | |
| 5 | 馬蹄の響 (兵役日誌) | 歴史 | 1点 | 26/6/30 |
| | 陣屋の戦友 (兵役日誌) | 歴史 | 1点 | |
| 6 | トランジスタテレビ 8-301 (SONY製 昭和35年発売型) | 民俗 | 1点 | 26/7/3 |
| 7 | 燭台 | 民俗 | 2点 | 26/7/4 |
| | トランジスタラジオ | 民俗 | 1点 | |
| | 行燈 | 民俗 | 1点 | |
| 8 | 学級手帖 | 歴史 | 1点 | 26/7/8 |
| | 書籍「桓武天皇」 | 歴史 | 1点 | |
| | 教育学 全 | 歴史 | 1点 | |
| | 教育画報 | 歴史 | 1点 | |
| | 教育冬季講習録 | 歴史 | 1点 | |
| | 校正 標柱神皇正統記 全 | 歴史 | 1点 | |
| | 高等算術教科書 児童用 巻四 | 歴史 | 1点 | |
| | 高等小学地理 巻二 児童用 | 歴史 | 1点 | |
| | 高等小学読本 巻三 | 歴史 | 1点 | |
| | 師範学校 國文教科書 本科用 巻一 | 歴史 | 1点 | |
| | 師範学校 國文教科書 本科用 巻二 | 歴史 | 1点 | |
| | 師範学校 國文教科書 本科用 巻三 | 歴史 | 1点 | |
| | 師範学校 國文教科書 本科用 巻四 | 歴史 | 1点 | |
| | 師範学校 國文教科書 本科用 巻五 | 歴史 | 1点 | |
| | 師範学校 國文教科書 本科用 巻六 | 歴史 | 1点 | |
| | 師範学校 修身新教科書 | 歴史 | 1点 | |
| | 師範学校 修身新教科書 巻一 | 歴史 | 1点 | |
| | 師範学校 手工教科書 前扁 | 歴史 | 1点 | |
| | 師範学校 歴史教科書 日本歴史 下巻 | 歴史 | 1点 | |
| | 師範学校 歴史教科書 日本歴史 中巻 | 歴史 | 1点 | |
| | 師範教科 最近地理学 第一学年用 | 歴史 | 1点 | |
| | 修身 中学国史教科書 | 歴史 | 1点 | |
| | 修訂 心理学教科書 | 歴史 | 1点 | |
| | 唱歌教授法通論 | 歴史 | 1点 | |
| | 小学 農学教科書 下巻 | 歴史 | 1点 | |
| | 小学 農業書 乙種 巻一 | 歴史 | 1点 | |
| | 小学内國地誌 巻一 | 歴史 | 1点 | |
| | 小学校体操教材の解説及教程の一部 | 歴史 | 1点 | |
| | 小学校用標本等の目録 | 歴史 | 1点 | |
| | 昭和五年三月卒業記念写真帳 (第一尋常高等小学校) | 歴史 | 1点 | |
| | 新式 日本図案の応用 | 歴史 | 1点 | |
| | 新式植物学問答 | 歴史 | 1点 | |
| | 増訂 史記列伝講義 第二巻 目次 | 歴史 | 1点 | |
| 増訂 農学入門 全 | 歴史 | 1点 | | |
| 大正四年度近畿地方就学旅行用手帳 | 歴史 | 1点 | | |
| 体操教範 草案 | 歴史 | 1点 | | |
| 中学 國史教科書 下巻 | 歴史 | 1点 | | |

| | | | | |
|------------------|--------------------------------|-----|----|--------|
| 8 | 中等教科代数学問題通解 全 | 歴史 | 1点 | 26/7/8 |
| | 中等教科適用 日本歴史 | 歴史 | 1点 | |
| | 中等物理学 | 歴史 | 1点 | |
| | 日本地誌略 卷之三 | 歴史 | 1点 | |
| | 普通教育 地理学通論 (大正三年) | 歴史 | 1点 | |
| | 普通教育 農業教科書 中巻 | 歴史 | 1点 | |
| | 普通教育世界地理教科書 | 歴史 | 1点 | |
| | 三重県師範学校附属小学校一覽 | 歴史 | 1点 | |
| | 用器画教科書 | 歴史 | 1点 | |
| | 金銭用途収納控簿 | 歴史 | 1点 | |
| | 第九回関西二府二十県 総合共進会記念絵葉書 (2枚とその袋) | 歴史 | 3点 | |
| | 第五回内国勤業博覧会出品部類目録細目 | 歴史 | 1点 | |
| | 農業実習手帳 | 歴史 | 1点 | |
| | 農村補習教育之研究 | 歴史 | 1点 | |
| | 三重県農事補習所規則 | 歴史 | 1点 | |
| | 普通教育農業教科書 下巻 | 歴史 | 1点 | |
| | 明治参拾八年度養蚕日誌 | 歴史 | 1点 | |
| | 三重県農会報 第二十号 | 歴史 | 1点 | |
| | 实用蚕業全書 全 | 歴史 | 1点 | |
| | 本農園撥種子目 | 歴史 | 1点 | |
| | 枚繭調査種類試験珍蚕丸 | 歴史 | 1点 | |
| | 蚕業講習所在勤中往復書輪綴控帳 | 歴史 | 1点 | |
| | 蚕業講習所講習規程 | 歴史 | 1点 | |
| | 三重県蚕友会会報改題 三重蚕報 | 歴史 | 1点 | |
| | 六週間現役兵 日誌 | 歴史 | 1点 | |
| | 軍隊内務書 | 歴史 | 1点 | |
| | 歩兵操典 | 歴史 | 1点 | |
| | 三八式歩兵銃及騎銃取扱法 | 歴史 | 1点 | |
| | 陣中要務令 | 歴史 | 1点 | |
| | 歩兵射撃教範 | 歴史 | 1点 | |
| | 六週間現役 心得 | 歴史 | 1点 | |
| | 陸軍礼式 | 歴史 | 1点 | |
| | 六週間現役兵 日誌 | 歴史 | 1点 | |
| | 日露滿韓地図 | 歴史 | 1点 | |
| | 在郷軍人須知 | 歴史 | 1点 | |
| 賞状 | 歴史 | 26点 | | |
| 地券 | 歴史 | 12点 | | |
| 普通公益明良用文 (明治29年) | 歴史 | 1点 | | |
| こかひうた | 歴史 | 1点 | | |
| 三重評論第1号 | 歴史 | 1点 | | |
| 新町会式余興煙燻組 | 歴史 | 1点 | | |
| 信濃名所写真帖 | 歴史 | 1点 | | |
| 9 | 三重県史談 全 | 歴史 | 1点 | 26/7/8 |
| | 物理小学 下 | 歴史 | 1点 | |
| | 勤善訓業 上・中・下巻 | 歴史 | 3点 | |

| | | |
|---------------------|----|-----|
| 日本略史 | 歴史 | 1点 |
| 紙入れ書状用便 | 歴史 | 1点 |
| 家福乃猫 | 歴史 | 1点 |
| 三世相解 嘉永大雑舎 | 歴史 | 1点 |
| 全日空 搭乗整理券 | 歴史 | 1点 |
| 備前 岡山城 | 歴史 | 1点 |
| 札幌市内図 | 歴史 | 1点 |
| 日光東照宮写真パンフレット | 歴史 | 1点 |
| 晃山真景 二荒の錦 | 歴史 | 1点 |
| 日光東照宮案内 | 歴史 | 1点 |
| 関東観光案内 | 歴史 | 1点 |
| 新東京観光百選地案内・電車案内 | 歴史 | 1点 |
| 東京案内図 | 歴史 | 1点 |
| 北海道 移住手引草 | 歴史 | 1点 |
| 全国鉄道地図 | 歴史 | 1点 |
| 志摩電鉄 沿線御案内 | 歴史 | 1点 |
| 伊勢電鉄 沿線御案内 | 歴史 | 1点 |
| 三重鉄道 沿線案内 | 歴史 | 1点 |
| 四日市祭 案内記 | 歴史 | 1点 |
| 四日市市案内 | 歴史 | 1点 |
| 四日市市全図 | 歴史 | 1点 |
| 諏訪神社 参拝のしおり | 歴史 | 1点 |
| 白髭神社略記 | 歴史 | 1点 |
| 中納屋町練り 道行きの曲 (楽譜) | 歴史 | 1点 |
| 晋吉婚礼控 (覚書) | 歴史 | 1点 |
| 伊藤健介 皆勤賞書状(1学年～5学年) | 歴史 | 5点 |
| 日永村東海道手描き地図 | 歴史 | 1点 |
| 旧富中 運動会 | 歴史 | 10点 |
| 大正天皇 葬儀 | 歴史 | 8点 |
| 旧富中記念はがき (創立10・15年) | 歴史 | 2点 |
| 文化展覧会記念 | 歴史 | 4点 |
| 四日市高等女学校 | 歴史 | 8点 |
| 平和記念 東京博覧会 | 歴史 | 12点 |
| 韮山史跡 絵葉書 | 歴史 | 8点 |
| 田村先生寿像建設記念 | 歴史 | 3点 |
| 海外の風景 | 歴史 | 8点 |
| 四日市祭 | 歴史 | 7点 |
| 四日市市役所発行 | 歴史 | 1点 |
| 四日市祭礼 祭車 | 歴史 | 10点 |
| 四日市市制施行三十周年記念 | 歴史 | 3点 |
| 四日市市塩浜小学校校舎新築落成記念 | 歴史 | 4点 |
| 東宮行啓記念 | 歴史 | 2点 |
| 四日市港道開通記念 | 歴史 | 4点 |
| 富洲原・松ヶ浦風景 | 歴史 | 7点 |
| 川村組製陶工場 | 歴史 | 9点 |
| 四日市大博覧会 | 歴史 | 1点 |

9

26/7/8

| | | | | |
|-------------------|--|------|-------|---------|
| 9 | 四日市市第八小学校 | 歴史 | 3点 | 26/7/8 |
| | 国産振興四日市大博覧会 | 歴史 | 6点 | |
| | 四日市市大博覧会 | 歴史 | 10点 | |
| | 四日市市第八小学校 | 歴史 | 3点 | |
| | 四日市名勝 | 歴史 | 4点 | |
| | 四日市商工会議所新築記念 | 歴史 | 4点 | |
| | 伊勢日野百日算共興学校創立 65 周年記念 | 歴史 | 4点 | |
| | 東洋紡績 | 歴史 | 4点 | |
| | バラ | 歴史 | 5点 | |
| | 藤田保先生送別記念写真 | 歴史 | 1点 | |
| | 第三小学校 卒業記念写真 | 歴史 | 1点 | |
| | 第三小学校 卒業記念写真帖 | 歴史 | 1点 | |
| | 昭和八年撮影写真 | 歴史 | 1点 | |
| | 昭和五年卒業記念写真 | 歴史 | 1点 | |
| | 四日市祭の絵葉書を写したもののネガを大きく伸ばした写真 | 歴史 | 22点 | |
| | 鯪の写真 | 歴史 | 1点 | |
| | 三重県内の祭りを写したもの | 歴史 | 4点 | |
| | 四日市祭（納屋小学校百周年記念で催された時の写真） | 歴史 | 2点 | |
| | 寄贈者の写真 | 歴史 | 6点 | |
| | 昭和 10～16 年の修学旅行の記念写真 | 歴史 | 15点 | |
| | 第三小学校関係写真 | 歴史 | 40点 | |
| | 石垣切歯車工場新築竣工式記念写真 | 歴史 | 2点 | |
| | 大正十一年十月新築記念写真 | 歴史 | 1点 | |
| | 第三小学校写真 | 歴史 | 1点 | |
| 第三小学校附設幼稚園 卒業記念写真 | 歴史 | 1点 | | |
| 昭和七年卒業記念写真 | 歴史 | 1点 | | |
| 大正十一年撮影写真 | 歴史 | 1点 | | |
| 10 | 五十棲家資料(書籍、雑誌、新聞、辞典、写真、領収証、地図、財布試験問題、各種証書、表彰状、賞状、はがき、手紙、絵葉書、ノート給与明細、各種通知文、ランドセル | 歴史 | 1057点 | 26/8/6 |
| 11 | 純正珠算教本 I～III (昭和 13 年) | 歴史 | 3点 | 26/8/7 |
| | 実践美術教程 (昭和 18 年) | 歴史 | 1点 | |
| | 敬字文 F (明治 12 年) | 歴史 | 1点 | |
| | 日本青少年歌曲集 (昭和 18 年) | 歴史 | 1点 | |
| | 大阪市実測全図 (明治 26 年) | 歴史 | 1点 | |
| | 名古屋市測図 | 歴史 | 1点 | |
| | 日露満韓地図 (明治 33 年) | 歴史 | 1点 | |
| | 東京全図 (明治 20 年) | 歴史 | 1点 | |
| 12 | 松岡製陶所製陶器MIYAZAKI M-Style | 美術工芸 | 38点 | 26/8/26 |
| | 松岡製陶所製陶器MIKASA | 美術工芸 | 79点 | |
| | 松岡製陶所製陶器HABITAT (SCRAFFITO) | 美術工芸 | 8点 | |
| | 松岡製陶所製陶器Crate Barrel | 美術工芸 | 6点 | |
| | 松岡製陶所製陶器DIMORA | 美術工芸 | 4点 | |
| | 松岡製陶所製陶器Zieher | 美術工芸 | 1点 | |
| | 松岡製陶所製陶器NEW YORKER | 美術工芸 | 4点 | |
| | 松岡製陶所製陶器アルマーニ (CASA) | 美術工芸 | 5点 | |

| | | | | |
|---------|-----------------------------------|------|----|----------|
| 12 | 松岡製陶所製陶器Ranmaru BLUE TAPE STRY | 美術工芸 | 5点 | 26/8/26 |
| | 松岡製陶所製陶器DANSK | 美術工芸 | 2点 | |
| | 松岡製陶所製陶器CONRAN | 美術工芸 | 8点 | |
| | 黄銅鉱 | 自然 | 1点 | |
| 13 | バラ輝石 | 自然 | 1点 | 26/9/11 |
| | 黄鉄鉱 | 自然 | 1点 | |
| | 緑簾石 | 自然 | 1点 | |
| | 斜灰簾式 | 自然 | 1点 | |
| | 輝水鉛鉱 | 自然 | 1点 | |
| | 透閃石 | 自然 | 1点 | |
| | 石榴石 | 自然 | 1点 | |
| | ベスブ石 | 自然 | 1点 | |
| | 石灰華 | 自然 | 2点 | |
| | 鍾乳石 | 自然 | 1点 | |
| | 硫カドミウム鉱 | 自然 | 1点 | |
| | 透輝石 | 自然 | 1点 | |
| | 方解石 | 自然 | 2点 | |
| | 柱石 | 自然 | 1点 | |
| | 螢石 | 自然 | 2点 | |
| | 褐簾石 | 自然 | 3点 | |
| | ガドリ石 | 自然 | 2点 | |
| | チンワルド雲母 | 自然 | 5点 | |
| | 黄玉 | 自然 | 1点 | |
| | 電気石 | 自然 | 1点 | |
| | 輝安鉱 | 自然 | 2点 | |
| | 藍鉄鉱 | 自然 | 3点 | |
| | セピオ石 | 自然 | 2点 | |
| | 鉄カンラン石 | 自然 | 6点 | |
| | コバルト華 | 自然 | 1点 | |
| | 桃簾石 | 自然 | 3点 | |
| | 灰鉄輝石 | 自然 | 1点 | |
| | 珪灰石 | 自然 | 1点 | |
| | 斧石 | 自然 | 1点 | |
| | テフロ石 | 自然 | 1点 | |
| | 磁硫鉄鉱・黄銅鉱 | 自然 | 1点 | |
| | 孔雀石・珪孔雀石 | 自然 | 1点 | |
| 鍾乳石(管状) | 自然 | 18点 | | |
| 褐鉄鉱 | 自然 | 1点 | | |
| 滋賀石 | 自然 | 5点 | | |
| 牡蠣殻状方解石 | 自然 | 1点 | | |
| 14 | ちゃぶ台 | 民俗 | 1点 | 26/9/22 |
| | 棕櫚のほうき | 民俗 | 2点 | |
| | ベビーベッドかや | 民俗 | 1点 | |
| | 前掛け | 民俗 | 1点 | |
| 15 | 書籍「なにはふし 奈良丸講演集」 | 歴史 | 1点 | 26/10/10 |

| | | | | |
|----|--------------------------------|------|------|----------|
| 15 | 書籍「ポケット お伽噺大会」 | 歴史 | 1点 | 26/10/10 |
| 16 | 麦ひしやぎ（麦つぶし機） | 民俗 | 1点 | 26/10/23 |
| 17 | 五十棲家資料（元禄、天保、明治期の書籍） | 歴史 | 98点 | 26/12/3 |
| | 中日新聞朝刊（昭和41年9月4日） | 歴史 | 1点 | |
| | 賞状 | 歴史 | 41点 | |
| | 競書会成績表 | 歴史 | 1点 | |
| 18 | 算盤（4つ玉） | 民俗 | 1点 | 26/12/4 |
| | 万年筆 | 民俗 | 1点 | |
| | 二股ソケット | 民俗 | 1点 | |
| | キーホルダー | 民俗 | 1点 | |
| | 燐寸箱の絵（画集：東海道五十三次） | 民俗 | 1点 | |
| | 東京オリンピック関連資料（チケット、記念乗車券、切手シート） | 歴史 | 3点 | |
| | 絵葉書セット | 歴史 | 2点 | |
| | 絵葉書・葉書 | 歴史 | 5点 | |
| | 通信簿 | 歴史 | 1点 | |
| | 紙幣 | 歴史 | 25点 | |
| | ユニライター一式（日本タイプライター株式会社製） | 歴史 | 1点 | |
| 19 | 謄写版キング鑑（大塚工場製） | 歴史 | 1点 | 26/12/16 |
| | 大日本防空協会十七年式防空用防毒面 | 歴史 | 1点 | |
| 20 | 雑誌「NHK今日の料理」 | 歴史 | 39点 | 27/1/7 |
| | 雑誌「暮らしの手帖」 | 歴史 | 11点 | |
| 21 | おきあがりこぼし | 民俗 | 2点 | 27/2/13 |
| 22 | 草央コレクション | 美術工芸 | 137点 | 27/2/13 |
| 23 | 小杉村地籍図・四日市銀行当座勘定通帳 | 歴史 | 1点 | 27/2/13 |

計 2553点

平成26年度寄託資料

| 番号 | 資料名・作者等 | 分野 | 点数 | 年/月/日 |
|----|---------|----|----|--------|
| 1 | 内行花文鏡 | 考古 | 1点 | 26/6/1 |

5 調査研究事業

(1) 調査研究

学芸員の博物館専門職員としての資質を高め、専門分野の学術的研究をはじめさまざまな知識を享受し、特別展示の開催等、多くの事業に資するため、各種情報の収集に努めつつ、調査研究活動を行っている。今後も常設展示、特別展示等の充実、教育普及事業の活発化、各専門分野における自己研鑽に努めつつ、他の博物館や公共機関等の調査研究活動への協力、資料収集、展示等への技術的指導と助言・援助、また、いろいろな施設で開催される各種の講演会等への講師派遣など研究成果の還元を図っている。

そのため、館及び分野ごとの共通テーマに基づいた年度ごとの課題調査、学芸員個別の研究テーマによる調査、企画・特別展示に向けた事前の調査など、博物館の諸活動を支える基礎的活動を活発に展開していきたいと考えている。

課題調査

- 「常設展示改修調査」
- 「市内所在資料・コレクション等調査」
- 「岩野見司旧蔵考古資料調査」
- 「次年度以降企画・特別展示調査」

「昭和のくらし道具調査」

「江戸期から明治期の四日市の景観の研究調査」

「市内寺院調査」

「教育普及事業（ワークショップ・学習支援展示）調査」

(2) 館蔵資料の翻刻作業

リニューアル工事に伴う休館のため、本年度は休止した。なお、27年度以降は、古文書ボランティアによって月2回ずつ当館にて活動し、その成果については今後発表していく予定である。

(3) 入館者調査

今後の博物館のあり方や、企画、運営等に資するため、展覧会ごとに「入館者アンケート」を実施し、入館者の情報を分析して、市民、利用者のニーズの把握に努めた。

2 プラネタリウム事業

1 天文展示

テーマ「宇宙観 5000 年の歴史」、天体写真、隕石等を展示。
また、映像コーナーでは、「太陽系の旅 (NHK)」、「祈りー小惑星探査機はやぶさの物語」を常設モニターにてビデオ放映した。

展示更新後は、天文展示コーナーをコズミックギャラリーとし、太陽系から銀河系までの天体写真を展示。特に、太陽系では、未来宇宙について展示した。また、JAXA コーナーを設け、地球環境についての画像を放映するとともに、宇宙服レプリカ、宇宙食、人工衛星の模型を展示した。



2 プラネタリウム投映事業

季節ごとに3種類(テーマ番組、キャラクター番組、星空番組)の番組を投映した。特に、季節に合わせた話題を特集する星空番組「星空キャスターにおまかせ」は、50分間のフルライブで解説する自主制作番組とした。

リニューアル後は、投映時間を45分間とし、3種類の番組を一般番組、ファミリー番組、星空番組と名前を改めるとともに、星空番組「スペース・ミュージアム」は、機器の特性を生かしたフルライブで解説する自主制作番組とした。

<季節番組・学習番組の投映時刻>

(リニューアル前)

| | | | | |
|-----|-------------------------------------|-------------------|----------------|-------------------|
| 平日 | 学習投映 (学校園団体利用) 10:00 11:00 | テーマ番組 13:20 | 星空番組 14:40 | |
| 土曜日 | キャラクター番組 10:30 | キャラクター番組 13:20 | テーマ番組 14:40 | 星空番組 16:00 |
| 日・祝 | キャラクター番組 10:30 | キャラクター番組 13:20 | テーマ番組 14:40 | キャラクター番組 16:00 |

(リニューアル後 平成27年3月21日から3月31日まで)

| | | | | | |
|--|---------------|------------------|------------------|---------------|---------------|
| | 一般番組 10:15 | ファミリー番組 11:30 | ファミリー番組 13:15 | 一般番組 14:30 | 星空番組 15:45 |
|--|---------------|------------------|------------------|---------------|---------------|

(1) 季節番組 (料金: 一般530円 高・大生370円 小・中生200円 幼児無料)

| | 番組名 / 投映期間 | 投映回数 | 観覧者数 |
|-----------------------------|----------------------------|--------|--------|
| 冬春番組 | テーマ番組「ワイルデスト・ウェザー」 | | |
| | 2月8日(土)~5月11日(日) 73日間 | 73回 | 1,363人 |
| | うち平成26年度分(4/1~5/11) 33日間 | 33回 | 622人 |
| | キャラクター番組「名探偵コナン 星空の魔術師」 | | |
| | 2月8日(土)~5月11日(日) 40日間 | 96回 | 6,067人 |
| | うち平成26年度分(4/1~5/11) 19日間 | 49回 | 2,643人 |
| 春番組 | 星空番組「星空キャスターにおまかせ 火星特集」 | | |
| | 4月1日(土)~5月11日(日) 22日間 | 22回 | 186人 |
| | 一般番組「アース・メッセージ かけがえのない惑星へ」 | | |
| | 3月21日(土)~6月7日(日) 69日間 | 119回 | 4,211人 |
| うち平成26年度分(3/21~3/31) 9日間 | 17回 | 824人 | |
| ファミリー番組「ドラえもん 宇宙ふしぎ大探検パート2」 | | | |
| 3月21日(土)~6月7日(日) 51日間 | 100回 | 7,054人 | |

| | | | | |
|-----|--------------------------------|-------|---------|---------|
| | うち平成 26 年度分 (3/21～3/31) 9 日間 | 17 回 | 1,596 人 | |
| | 星空番組「スペース・ミュージアム-春- | | | |
| | 3 月 21 日 (土)～6 月 7 日 (日) 68 日間 | 68 回 | 2,475 人 | |
| | うち平成 26 年度分 (3/21～3/31) 9 日間 | 9 回 | 496 人 | |
| 合 計 | 平成 26 年度季節番組 | 42 日間 | 147 回 | 6,367 人 |

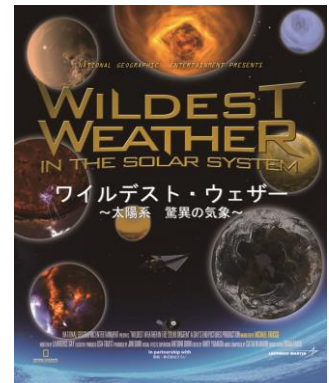
※キャラクター、テーマ番組について1回ずつ字幕付き投映を実施した。

※赤外線補聴装置を常設。リニューアル後は、磁気ループ補聴装置を常設。

冬春番組 「ワイルDEST・ウェザー～太陽系 驚異の気象～」

架空の宇宙船に乗って、太陽系内の惑星を順にめぐりながら、それぞれの惑星の天気（気象）にスポットを当てて地球との違いを学ぶことができた。特に、全天に広がるCG映像が好評で、アンケートには「想像以上に迫力があり、飽きない内容でした」「迫力があり、子どももくぎ付けになっていました」などの感想が多くあった。

今後も職員が自主制作をすることができない全天動画を用いたクオリティの高い番組を採用することで、観覧者の様々なニーズに応えていきたい。（天文係 加藤正之）



冬春番組 「名探偵コナン 星空の魔術師」

TVや映画で子どもから大人まで幅広い世代に人気のある「名探偵コナン」のプラネタリウム番組を投映した。宝石で作られた太陽系儀が怪盗キッドに狙われるというストーリーの中で、太陽系の惑星についての話や、「天動説」と「地動説」の説明、JAXAの話題などが盛り込まれていたため、前半の星空解説の部分では、「地動説」を信じたイタリアの科学者ガリレオの紹介や、「天動説」と「地動説」の違いについても触れ、番組を通して理解が深まるような解説を心がけた。番組ごとのアンケートの中では、3番組中最も回答数が多く、アンケート回答者は小学生が最も多かったことから、多くの子どもたちに興味をもって見てもらえたことが伺えた。アンケートでは、「面白く、わかりやすかった」「コナンが好きなので楽しめた」といった感想も多く見られた。番組構成も、天文の話題を自然な形で取り入れつつ、子どもたちが期待する「名探偵コナン」の面白さも含まれていたため、楽しみながら学んでもらえる内容だったのではないかと思う。（天文係 右近留美子）



星空番組 「星空キャスターにおまかせ 火星特集」

見ごろの星や天文現象などを、解説員それぞれの個性を活かした解説で楽しめる、星空の話を中心にした番組を投映した。投映月生まれの来館者の、誕生日の星空を紹介するコーナーも引き続き投映し、人気であった。

2年2か月ぶりに地球に接近した火星について解説をした。4月14日の最接近にあわせて火星の特徴や見どころなどをじっくりと紹介した。タイムリーな天文現象を取り上げることで、より興味をもって番組を観覧してもらうことができた。

星空番組は、他の2種類の番組に比べリピーターが多く、同じ特集を何度も見られる方も少なくない。このようなところから同じ特集であっても、解説の筋道や内容にバラエティーを持たせることで何度も楽しめるように、今後も引き続き解説者個人のスキルアップを図っていきたい。（天文係 加藤正之）

春番組 「アース・メッセージ かけがえのない惑星へ」

この番組は、四日市公害と環境未来館の博物館併設による相乗効果を出すために、地球環境に関する番組をオープン記念として委託制作したものである。

プラネタリウムの最新機器と連動した全天周映像や音響効果を生かして、機器の性能を最大限に発揮させることで新時代のプラネタリウムを体感してもらうことをねらいとして制作した。特に、これまでになかった「デジタル地球儀機能」を活用して、現在の地球環境について表示し、環境問題がひとつの国で解決できない地球全体の課題として捉えるようにした。また、人工衛星の打ち上げシーンでは、JAXAの協力で実際の音源を用い、新しいプラネタリウム音響機器をフルに発揮させた臨場感あふれる空間演出とした。

番組では、当時の四日市の夜空を星への愛情とともに語った鈴木壽子さんの『星のふるさと』（1975年）中の言葉と宇宙飛行士たちが語った地球への想いを番組の中で紹介し、未来の地球のために私たちが新しい一歩を踏み出すことの大切さを訴えた。

この番組は、特に子どもたちに見てもらいたい内容であることから、学習投映の枠の中で引き続き流していく。（天文係 伊藤達郎）



春番組 「ドラえもん 宇宙ふしぎ大探検2」

子どもから大人まで幅広い世代に親しまれる国民的アニメ「ドラえもん」のプラネタリウムオリジナル作品の第2弾。地球や太陽系誕生のひみつや、彗星や隕石の説明など、学習的な内容の盛り込まれた作品であった。観覧者の多くは幼児などの小さな子どもで、保護者からは「子どもには難しい内容だった」という意見があった。しかし、テレビでおなじみのドラえもんキャラクターたちと宇宙へ探検に出かけていくというストーリー展開と、迫力の映像で、子どもからは



「楽しかった」という声も寄せられた。星空解説部分では、本編に出てくる惑星や星の瞬きについて、子どもたちに分かりやすく解説するよう心がけた。番組の内容に興味を持てるような工夫を、前半の星空解説に取り入れることが大切だと感じた。

（天文係 中村 恵）

星空番組 「スペース・ミュージアム-春-宇宙の宝石コレクション」(自主制作番組)

当日の星空解説をベースに、春の夜空に宝石のように輝く星雲や星団、銀河といったメシエ天体を紹介する生解説番組を投映した。他の番組と違って、プラネタリウムの星空を約45分間、十分にご覧いただける番組であるため、他の番組以上に、お客様の星空に対する期待が



大きかったようにも感じられた。メシエ天体の紹介では、座席のレスポンスアナライザーを利用して、お客様に3つの天体画像の中からお気に入りの天体の一つを選んでいただき、もっとも人気のある天体を解説するというやり方で解説した。このことにより、お客様が参加できる部分をつくることができたと思う。また、太陽系の惑星の公転や、銀河系の中の地球への接近、おとめ座Aのブラックホールへの接近など、様々な動画を取り入れたり、日の出シーンの景色を季節に合わせて桜や田園風景に変えたりするなどの工夫をすることで、番組の新鮮さを保つよう心がけた。星雲や星団、銀河の紹介部分が全体の中で少し短めになってしまったように思うので、今後は番組テーマがより明確に伝わるように構成を考え、季節ごとに特徴のある「スペース・ミュージアム」を作っていきたい。（天文係 右近留美子）

(2) 学習投映（保育園、幼稚園、小・中学校、特別支援学校等の団体利用）

投映：平日①10:00～、②11:00～

季節の星座を中心に年齢・学年に応じた、生解説による双方向型の学習用プラネタリウム投映

| 月 | テ ー マ | 校 園 数 | 観 覧 者 数 |
|-------|----------|-------|---------|
| 4月～5月 | 保 幼 | 38 園 | 1,198 人 |
| | 小 学 | 1 校 | 69 人 |
| | 中 学 | 0 校 | 0 人 |
| | その他 | 1 団体 | 15 人 |
| 合計 | 投映回数 17回 | 40 団体 | 1,282 人 |

3 天文教育普及事業

(1) 公開観望会

| 月 日 | 時 間 | 内 容 | 場 所 | 参加者数 |
|-----------|-------------|------------|------|------|
| 12月14日(日) | 19:00～21:00 | ふたご座流星群観望会 | 星の広場 | 40人 |

※他に、天文ボランティア(2人)が参加。



(2) 学校連携・・・要請により市内及び三重郡の小中学校で実施

①小学生対象・・・リニューアル工事中であったことから、移動式プラネタリウムを用いて星や月の動き、星座について解説。各学校の担当教諭と連携しながら授業を進める。

| 日 程 | 学 校 | 参加者数 | 日 程 | 学 校 | 参加者数 |
|----------|------|--------------------|-----------|------|--------------------|
| 7月10日(木) | 中央小 | 4年生 25人 6年生 44人 | 10月21日(火) | 海蔵小 | 4年生 135人 |
| 9月9日(火) | 八郷西小 | 4年生 28人 6年生 35人 | 10月23日(木) | 大矢知 | 4年生 137人 |
| 9月18日(木) | 三重小 | 4年生 62人 | 10月24日(金) | 興譲小 | 6年生 134人 |
| 9月24日(水) | 高花平小 | 4年生 43人 | 10月28日(火) | 羽津北小 | 4年生 93人 6年生 92人 |
| 9月25日(木) | 川越北小 | 4年生 67人 6年生 86人 | 10月29日(水) | 塩浜小 | 4年生 34人 |
| 9月30日(火) | 富洲原小 | 4年生 79人 | 10月30日(木) | 笹川西小 | 4年生 36人 |
| 10月1日(水) | 日永小 | 4年生 109人 | 10月31日(金) | 水沢小 | 4年生 31人 6年生 29人 |
| | | | 11月18日(火) | 小山田小 | 4年生 28人 6年生 34人 |

| | | | | | |
|-----------|------|--------------------|-----------|------|--------------------|
| 10月3日(金) | 朝上小 | 4年生 100人 | 11月19日(水) | 川島小 | 4年生 146人 |
| 10月7日(火) | 浜田小 | 4年生 93人 6年生 88人 | 11月20日(木) | 三重西小 | 4年生 61人 6年生 69人 |
| 10月9日(木) | 内部東小 | 4年生 97人 6年生 99人 | 11月21日(金) | 常磐小 | 4年生 117人 |
| 10月10日(金) | 保々小 | 4年生 85人 6年生 90人 | 11月26日(水) | 桜台小 | 4年生 36人 6年生 56人 |
| 10月16日(木) | 笹川東小 | 4年生 37人 | | | |

※23校(市内21校、三重郡2校)、2,535人(市内2,282人、三重郡253人・4年生1,679人、6年生856人)

②中学生対象・・・移動式プラネタリウムを用いて、星の日周運動と年周運動及び北極・赤道での太陽の動き、月の満ち欠けなどを解説。



| 日程 | 学校 | 参加者数 | 日程 | 学校 | 参加者数 |
|-----------|------|------|----------------------|------|------|
| 12月2日(火) | 内部中 | 214人 | 12月19日(金) | 保々中 | 78人 |
| 12月4日(木) | 山手中 | 202人 | 1月9日(金) | 笹川中 | 111人 |
| 12月5日(金) | 三重平中 | 99人 | 1月15日(木) | 川越中 | 122人 |
| 12月8日(月) | 大池中 | 188人 | 1月19日(月) | 常磐中 | 193人 |
| 12月9日(火) | 南中 | 185人 | 1月20日(火) 1月21日(水) | 朝明中 | 210人 |
| 12月10日(水) | 富田中 | 100人 | 1月22日(木) | 朝日中 | 97人 |
| 12月11日(木) | 西陵中 | 75人 | 1月23日(金) | 富洲原中 | 114人 |
| 12月16日(火) | 橋北中 | 39人 | 1月26日(月) 1月27日(火) | 菰野中 | 260人 |
| 12月17日(水) | 港中 | 71人 | 1月28日(水) | 塩浜中 | 44人 |
| 12月18日(木) | 桜中 | 131人 | 1月29日(木) | 楠中 | 97人 |

※20校(市内17校、三重郡3校)、2,630人(市内2,151人、三重郡479人)

※1月23日は、他に三重大学の教員と学生が参加。

(3) 四日市子ども科学セミナー Part1 JAXA コズミックカレッジ in 四日市
 ～水ロケットを飛ばそう～ (申込み制)

四日市市教育委員会主催の四日市子ども科学セミナーの部として実施。

JAXA 宇宙教育センターの協力を得て、科学技術に夢を感じ、科学・環境・宇宙への知的好奇心・探求心を高めるとともに、子どもたちの科学的な考え方や見方を育てることを目的に実施した。



| 日 時 | 内容 / 場所 | 参加者数 |
|--------------------------|--|-------|
| 7月26日(土) 9:00 ~ 14:30 | JAXA 広報部の木場田 繁氏による 実験教室 (ペットボトルロケット工作) 四日市大学 | 50 組 |
| 合 計 | | 101 人 |

(4) 出前講座など

| 月 日 | 時 間 | 内容 / 場所 | 主催者 | 参加者数 |
|----------|-------------|-------------------------|-------|------|
| 7月19日(土) | 14:30~15:30 | 3Dで宇宙のお話 朝上幼稚園 | 朝上幼稚園 | 280人 |
| 3月8日(日) | 13:00~16:00 | JAXA宇宙教育指導者セミナー JAXA | 四日市大学 | 28人 |
| 合 計 | | | | 308人 |

(5) 移動天文車「きらら号」事業

天文ボランティア (36人) の協力を得て観望会を実施。

① 派遣事業

要請により市内各地へ出動して観望会を行った。
 天候不順による観望会中止時で希望する団体には、
 天文教室を実施した。

稼動予定回数 36回

(うち派遣回数24回、中止時の天文教室回数5回)

参加者数 2574人

(中止時の天文教室参加者数 379人)

ボランティア参加数 58人 (延べ人数)

② 主催事業

季節に見ごろの惑星などの観望会を、市民公園で実施した。対象は子どもから大人まで。

稼動予定回数 15回 (うち実施回数11回)

ボランティア参加数 45人 (延べ人数)



| 月 日 | 時 間 | 内 容 | 場 所 | 参加者数 |
|-----------|-------------|--------------|------|------|
| 4月12日(土) | 19:00~20:30 | 月と木星と火星を見よう | 市民公園 | 60人 |
| 4月26日(土) | 19:00~20:30 | 木星と火星を見よう | 市民公園 | 85人 |
| 5月24日(土) | 19:30~21:00 | 木星と火星と土星を見よう | 市民公園 | 120人 |
| 6月28日(土) | 19:30~21:00 | 火星と土星を見よう | 市民公園 | 中止 |
| 7月26日(土) | 19:30~21:00 | 火星と土星を見よう | 市民公園 | 72人 |
| 8月2日(土) | 19:30~21:00 | 旧暦の七夕に星を見よう | 市民公園 | 中止 |
| 8月23日(土) | 19:00~20:30 | 夏の大三角を見よう | 市民公園 | 中止 |
| 9月27日(土) | 18:30~20:00 | 見ごろの星と星座を見よう | 市民公園 | 50人 |
| 10月8日(水) | 18:30~21:00 | 皆既月食を見よう | 市民公園 | 350人 |
| 10月25日(土) | 18:00~19:30 | 見ごろの星と星座を見よう | 市民公園 | 35人 |
| 11月22日(土) | 17:30~19:00 | 見ごろの星と星座を見よう | 市民公園 | 45人 |
| 12月27日(土) | 17:30~19:00 | 月を見よう | 市民公園 | 35人 |
| 1月24日(土) | 18:30~20:00 | 見ごろの星と星座を見よう | 市民公園 | 20人 |
| 2月28日(土) | 18:30~20:00 | 月と木星を見よう | 市民公園 | 中止 |
| 3月28日(土) | 18:30~20:00 | 金星と月と木星を見よう | 市民公園 | 70人 |
| 合 計 | | | | 942人 |

3 リニューアル事業

四日市公害と環境未来館の当館への併設に合わせて、常設展示及びプラネタリウムの全面改修を実施。平成 26 年 5 月 12 日から平成 27 年 3 月 20 日まで工事休館とし、3 月 21 日にオープンした。

平成 26 年度は、施設改修としては、旧常設展示の撤去や館内の消防区画変更に伴う工事、東面ガラス壁面の遮光フィルム設置、収蔵庫内に収蔵棚の設置を行った。展示造作としては、迫力のある原寸大再現展示を設営した。また、スマートフォンやタブレット端末を使用した展示解説のシステムを構築した。なお、プラネタリウムに関しては、平成 25 年 10 月に投映機器等更新業務の受託者が決定したことから、引き続き設備更新を行った。

1 常設展示

平成 26 年 5 月 12 日～平成 27 年 3 月 20 日 工事休館

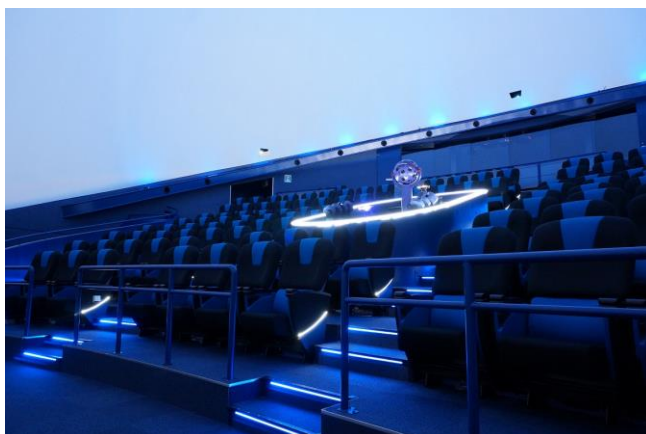
| | |
|-----------|----------|
| 5 月～10 月 | 施設改修工事 |
| 11 月 | 遮光フィルム設営 |
| 11 月～12 月 | 収蔵棚設置工事 |
| 11 月～3 月 | 展示造作設営 |



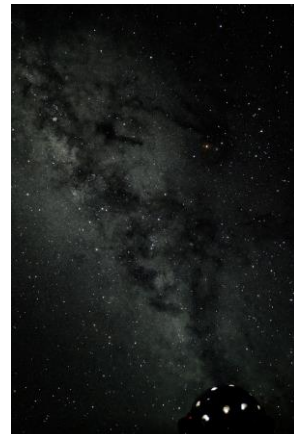
時空街道

2 プラネタリウム

平成 25 年 12 月～平成 27 年 3 月 プラネタリウム投映機器等更新業務



GINGA PORT 401

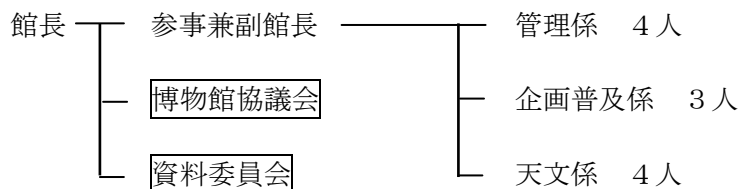


Ⅱ 管理・運営

1 組織

(1) 職員構成

(平成 27 年 3 月末現在)



(2) 事務分掌

[管理係]

- (1) 博物館事業の調整及び運営に関すること。
- (2) 調査、統計及び報告に関すること。
- (3) 博物館協議会に関すること。
- (4) 施設の維持管理及び館内の秩序維持に関すること。
- (5) 施設の使用許可に関すること。
- (6) 観覧券の発売及び入館者の受付、案内等に関すること。
- (7) 楠歴史民俗資料館に関すること。
- (8) 館の庶務に関すること。

[企画普及係]

- (1) 特別展示の企画及び開催に関すること。
- (2) 常設展示及び特別展示の利用者への説明、指導等に関すること。
- (3) 博物館資料の収集、保管、展示、貸出及び利用に関すること。
- (4) 博物館資料の調査研究及び報告書の刊行頒布等に関すること。
- (5) 講演会、講習会、研究会等の開催に関すること。
- (6) 博物館資料の購入、受贈及び受託に関すること。
- (7) 博物館の広報に関すること。

[天文係]

- (1) プラネタリウムの映写及び天体観測に関すること。
- (2) 天文知識の普及及び啓発に関すること。
- (3) 天文資料の収集、保管、展示及び調査研究に関すること。
- (4) 移動天文車に関すること。

2 決算

平成 26 年度

[歳入]

(単位：千円)

| 科目 | | | 決算額 |
|--|---|--|--|
| 使用料及び手数料 使用料 教育使用料 社会教育使用料 | 博物館使用料 楠歴史民俗資料館使用料 | 博物館観覧料 プラネタリウム観覧料 施設使用料 特殊器具使用料 敷地占用料 施設使用料 | 1,506 1,914 1,825 0 1 8 |
| 県支出金 県補助金 発電用施設周辺地域 振興費補助金 発電用施設周辺地 域振興費補助金 | 発電用施設周辺地域振興費 補助金 | 発電用施設周辺地域振興費 補助金 | 21,727 |
| 財産収入 財産売払収入 物品売払収入 物品売払収入 | 市史等売払収入 | 図録等 | 153 |
| 市債 市債 教育債 教育債 | 社会教育施設整備事業資金 | 社会教育施設整備事業資金 | 936,900 |
| 諸収入 雑入 雑入 実費弁償金 雑入 | 私用電話使用料 庁舎等管理運営費分担金 教育費雑入 各種講座受講料 広告料収入 | 委託販売手数料 博物館事業費助成金 セミナー・教室等参加料 プラネタリウム広告料収入 | 0 550 537 1,800 12 28 |
| 計 | | | 966,961 |

[歳出]

(単位：千円)

| 科目 | 予算現額 | 管理運営 | リニューアル | 調査研究 | 展示開催 | 資料収集 | 教育普及 | プラネタリウム 投影・維持管理 | 天文普及・ 移動天文車 維持管理 | 補歴史民俗 資料館 |
|--------------------|-----------|---------|-----------|------|-------|-------|-------|--------------------|------------------------|--------------|
| 報酬 | 174 | 143 | | | | | | | | |
| 賃金 | 10,213 | 567 | | 222 | 277 | 3,171 | 1,077 | | | 3,926 |
| 報償費 | 1,581 | | 80 | | 3 | 43 | 10 | 24 | | 50 |
| 旅費 | 809 | 63 | 199 | 156 | | | | 151 | | |
| 需用費 | 50,665 | 50,693 | 386 | 20 | 484 | 259 | 452 | 370 | 530 | 593 |
| 役務費 | 2,682 | 1,516 | | | 745 | 3 | 341 | 65 | 11 | 82 |
| 委託料 | 1,048,776 | 52,227 | 977,336 | | 3,150 | 3,352 | 54 | 64 | 864 | 1,721 |
| 使用料 及び賃 借料 | 5,348 | 1,473 | | | | 727 | | 3,285 | | 308 |
| 工事請負 費 | 153,940 | 631 | 153,616 | | | | | | | 238 |
| 備品購入 費 | 2,870 | 1,608 | 504 | | | 2,000 | | | | 162 |
| 負担金補 助及び交 付金 | 5,228 | 55 | | | 5,143 | 10 | | 5 | | |
| 計 | 1,282,286 | 108,976 | 1,132,121 | 398 | 9,802 | 9,565 | 1,934 | 3,964 | 1,405 | 7,080 |

3 博物館協議会

四日市市立博物館協議会は、博物館の運営に関して館長の諮問に応じるとともに、館長に対して意見を述べる機関として、博物館法及び四日市市立博物館条例の規定に基づき設置されるもので、平成5年6月1日付けで委員17人（定数20人以内）を委嘱（任期2年）して発足した。平成26年度委員は下表のとおりである。なお、平成26年度協議会は2回開催された。

- 第1回 平成26年11月6日(木) 13:30～16:00
議題：①平成26年度上半期事業実施状況について
②博物館のリニューアルについて
- 第2回 平成27年3月5日(木) 13:30～16:00
議題：①平成26年度下半期事業実施状況について
②平成27年度事業計画案について
③リニューアルの状況について

[四日市市立博物館協議会委員]

| | 氏 名 | 職 名 |
|--------|--------|--------------------------|
| 学校教育関係 | 小林 育生 | 四日市市小学校長会代表 |
| | 西山 達 | 四日市市中学校長会代表 |
| | 水谷 小百合 | 四日市市公立幼稚園長会代表 |
| | 水谷 浩三 | 私立学校代表 |
| 社会教育関係 | 中川 政之 | 四日市市自治会連合会代表 |
| | 村崎 多寿子 | 四日市市立博物館ボランティアの会代表（博物館） |
| | 賀川 澄子 | 四日市市立博物館ボランティアの会代表（学習支援） |
| | 位田 久美 | 四日市市立博物館ボランティアの会代表（天文） |
| 学識経験者 | 石田 昇三 | 四日市市文化財保護審議会代表 |
| | 播磨 良紀 | 中京大学文学部教授 |
| | 伊藤 信成 | 三重大学教育学部教授 |
| | 北原 政子 | おんたけ休暇村天文館館長 |
| | 小林 良輔 | 四日市市立博物館前館長 |
| ※ | 藤田 瑠美子 | 四日市市 PTA 連絡協議会代表 |

※家庭教育の向上に資する活動を行う者

4 施設の利用

当館の施設の利用については、四日市市立博物館条例第5条により、特別展示室、講座室及び市民ギャラリーを博物館の設置目的に反せず、博物館事業に支障のない範囲において、市民の教育、学術及び文化の発展に寄与するものについて利用を許可している。平成26年度実績は、以下のとおりである。

[特別展示室]

実績なし

[講座室]

- ・平成26年度三重県下水道協会総会及び研修会
5月8日(木) 三重県下水道協会
- ・ちびっこ環境劇
平成27年3月28日(土)～29日(日) 四日市市（四日市公害と環境未来館）

[市民ギャラリー]

- ・インスタレーションと空中芸術 縄文への道
4月8日(火)、4月13日(日)、5月1日(木)、5月2日(金)～5日(月) 個人
- ・写真展
4月15日(火)～24日(木) 個人
- ・マンガ展 日本一周
4月25日(金)～27日(日) 個人

5 年報の発行 第21号 A4 45頁 インターネットホームページで公開

6 利用状況 (4月1日～5月11日・3月21日～3月31日)

(1) 常設展観覧者数 (無料)

| 月 | 開館日数 | 小中 | | 園児 | | 他団体 | | 小中以下 | 大人・高大 | 観覧者計 |
|----|------|----|----|----|-----|-----|----|-------|-------|-------|
| | | 校 | 人数 | 園 | 人数 | 数 | 人数 | | | |
| 4 | 26 | 0 | 0 | 4 | 116 | 0 | 0 | 611 | 1,005 | 1,732 |
| 5 | 10 | 1 | 44 | 6 | 199 | 0 | 0 | 474 | 892 | 1,609 |
| 6 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 7 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 8 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 9 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 10 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 11 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 12 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 1 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 2 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 3 | 9 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,296 | 2,718 | 4,014 |
| 合計 | 45 | 1 | 44 | 10 | 315 | 0 | 0 | 2,377 | 4,615 | 7,355 |

(2) 特別展観覧者数

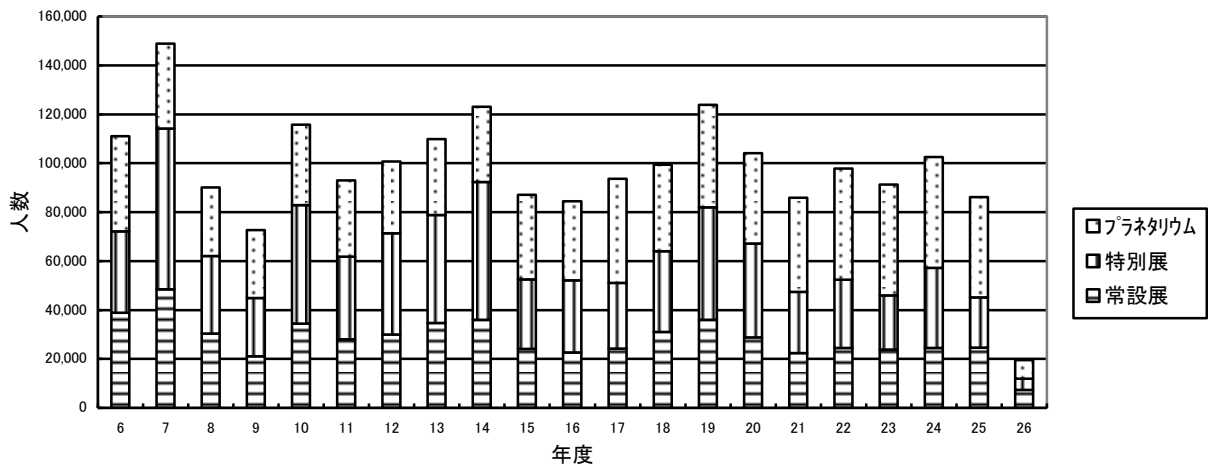
| 会期 | 有料観覧者 | | | | | | | | | | 無料観覧者 | | | | | | | 観覧者合計 | | | |
|----|-------|-------|---------------|-----|-------------|----|--------------------|----|----------------|-------|-------|----|----|-----|----|------|-------|-------|-----|----------------|-------|
| | 個人 | | 団体割引 (2割引) | | 減免 (5割引) | | 減免 (5割引)の 団体 | | 有料 観覧者 計 | 小中 | | 園児 | | 他団体 | | 小中以下 | 招待券 | | 引率者 | 無料 観覧者 計 | |
| | 一般 | 高大 | 一般 | 高大 | 一般 | 高大 | 一般 | 高大 | | 校 | 人数 | 園 | 人数 | 数 | 人数 | | | | | | |
| ① | 32 | 1,711 | 81 | 378 | 8 | 91 | 3 | 2 | 0 | 2,274 | 1 | 15 | 13 | 396 | 0 | 0 | 1,245 | 603 | 0 | 2,259 | 4,533 |
| 合計 | 32 | 1,711 | 81 | 378 | 8 | 91 | 3 | 2 | 0 | 2,274 | 1 | 15 | 13 | 396 | 0 | 0 | 1,245 | 603 | 0 | 2,259 | 4,533 |

① チェブラーシカとロシア・アニメーションの作家たち

(3) プラネタリウム観覧者数

| 月 | 放映回数 | 有料観覧者 | | | | | | | | | | | | | 特別放映 | 有料観覧者合計 | 無料観覧車 | | | | | | | | | 観覧者合計 | |
|----|------|-------|----|-----|-----------|----|-----|---------|----|----|------------|----|----|-------|-------|---------|-------|-----|-------|---|-----|-----|-----|------|---------|-------|-------|
| | | 個人 | | | 団体割引(2割引) | | | 減免(5割引) | | | 減免(5割引)の団体 | | | 小中 | | | 園児 | | 他団体 | | 幼児 | 招待券 | 引率者 | 特別放映 | 無料観覧者合計 | | |
| | | 一般 | 高大 | 小中 | 一般 | 高大 | 小中 | 一般 | 高大 | 小中 | 一般 | 高大 | 小中 | 校 | | | 人数 | 園 | 人数 | 数 | | | | | | | 人数 |
| 4 | 82 | 622 | 33 | 493 | 122 | 5 | 57 | 46 | 3 | 8 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,389 | 2 | 84 | 19 | 546 | 1 | 36 | 237 | 173 | 0 | 0 | 1,076 | 2,465 |
| 5 | 39 | 543 | 32 | 370 | 106 | 5 | 52 | 39 | 4 | 9 | 0 | 0 | 0 | 1,160 | 0 | 0 | 19 | 652 | 0 | 0 | 180 | 276 | 0 | 0 | 1,108 | 2,268 | |
| 6 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 7 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 8 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 9 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 10 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 11 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 12 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 1 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 2 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 3 | 43 | 97 | 7 | 98 | 124 | 1 | 37 | 49 | 3 | 23 | 6 | 3 | 18 | 0 | 2,354 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 513 | 49 | 0 | 0 | 562 | 2,916 |
| 合計 | 164 | 1,262 | 72 | 961 | 352 | 11 | 146 | 134 | 10 | 40 | 6 | 3 | 18 | 0 | 4,900 | 2 | 84 | 38 | 1,198 | 1 | 36 | 930 | 498 | 0 | 0 | 2,746 | 7,649 |

(4) 観覧者数推移



| 年度(平成) | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-----------|-----------|
| 常設展 | 38,881 | 48,481 | 30,359 | 21,142 | 34,411 | 28,052 | 29,966 | 34,758 | 36,058 | 24,093 |
| 特別展 | 33,209 | 65,681 | 31,700 | 23,804 | 48,442 | 33,733 | 41,432 | 44,082 | 56,309 | 28,413 |
| プラネタリウム | 38,966 | 34,674 | 28,068 | 27,661 | 32,937 | 31,234 | 29,317 | 31,011 | 30,689 | 34,591 |
| 合計 | 111,056 | 148,836 | 90,127 | 72,607 | 115,790 | 93,019 | 100,715 | 109,851 | 123,056 | 87,097 |
| 累計 | 223,528 | 372,364 | 462,491 | 535,098 | 650,888 | 743,907 | 844,622 | 954,473 | 1,077,529 | 1,164,626 |

| | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
|--|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | 22,626 | 24,171 | 30,978 | 36,001 | 28,781 | 22,399 | 24,479 | 23,859 | 24,522 | 24,579 | 7,355 |
| | 29,498 | 26,940 | 33,098 | 45,980 | 38,347 | 24,956 | 27,903 | 22,152 | 32,723 | 20,641 | 4,533 |
| | 32,333 | 42,519 | 35,264 | 41,926 | 36,900 | 38,538 | 45,406 | 45,215 | 45,293 | 40,876 | 7,649 |
| | 84,457 | 93,630 | 99,340 | 123,907 | 104,028 | 85,893 | 97,788 | 91,226 | 102,538 | 86,096 | 19,537 |
| | 1,249,083 | 1,342,713 | 1,442,053 | 1,565,960 | 1,669,988 | 1,755,881 | 1,853,669 | 1,944,895 | 2,047,433 | 2,133,529 | 2,153,066 |

7 関係法規

四日市市立博物館条例

平成5年3月30日条例第16号

改正

平成9年3月27日条例第3号

平成12年3月29日条例第44号

平成16年12月28日条例第55号

平成17年3月28日条例第22号

平成18年10月5日条例第45号

平成21年1月23日条例第1号

平成25年12月27日条例第66号

平成26年12月22日条例第42号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2及び博物館法(昭和26年法律第285号。以下「法」という。)第18条の規定に基づき、博物館の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本市は、自然科学及び人文科学に関する資料を収集し、保管し、及び展示して市民の利用に供するとともに、プラネタリウムによる天体運行等の映写を行い、市民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、四日市市立博物館(以下「博物館」という。)を四日市市安島一丁目3番16号に設置する。

(事業)

第3条 博物館は、前条の設置目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 歴史、考古、民俗、美術工芸、天文等に関する実物、複製、複写、模型、図書、図表、写真、フィルム、レコード等の資料(以下「博物館資料」という。)を収集し、保管し、展示し、及び利用に供すること。
 - (2) 博物館資料の利用者に対する説明、助言及び指導に関すること。
 - (3) 博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究に関すること。
 - (4) 博物館資料の保管、展示等に関する技術的研究に関すること。
 - (5) 博物館資料に関する解説書、目録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。
 - (6) 博物館資料に関する講演会、研究会等を開催すること。
 - (7) 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。
 - (8) 他の博物館、図書館、学校その他関係機関との連絡及び協力に関すること。
 - (9) プラネタリウムによる天体運行等の映写及び天体観測の指導に関すること。
 - (10) その他必要な事業
- 一部改正〔平成21年条例1号〕

(観覧料)

第4条 博物館特別展示を観覧しようとする者及びプラネタリウムの映写を観覧しようとする者は、別表第1に定める観覧料を納付しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、心身障害者で、受付において身体障害者手帳、療育手帳又はこれらに代わるものを提示したものの観覧料の額は、別表第2に定める額とする。
一部改正〔平成16年条例55号・18年45号〕

(特別展示室等の使用)

- 第5条 四日市市教育委員会(以下「委員会」という。)は、第2条の設置目的に反せず、第3条の事業に支障のない範囲内において、展示発表等のため、博物館の特別展示室、講座室(以下「特別展示室等」という。)の使用を許可することができる。
- 2 前項の規定により、特別展示室等を使用しようとする者は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。
 - 3 前項の許可を受けた者は、別表第3に定める使用料を規則で定める期限までに納付しなければならない。
一部改正〔平成16年条例55号・17年22号・26年42号〕

(特別利用の許可等)

- 第6条 博物館資料の熟覧、模写、模造、撮影等しようとする者は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。
- 2 前項の許可を受けた者は、2,160円の範囲内において規則に定める手数料を納付しなければならない。
一部改正〔平成16年条例55号・25年66号〕

(館外貸出し)

- 第6条の2 博物館資料は、次の各号のいずれかに該当するときは、館外への貸出しをしない。ただし、委員会は、他の博物館、図書館、学校等適当と認めたものについて、博物館資料の館外貸出しを許可することができる。
- (1) 館外貸出しによって博物館資料の保存に影響を及ぼすおそれがあると委員が認めたとき。
 - (2) 現に博物館資料が展示されているとき。
 - (3) その他委員会が博物館資料の館外貸出しをすることを不相当と認めたとき。

(入館等の制限)

- 第7条 委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、博物館への入館を拒否し、若しくは退館を命じ、又は第5条第2項及び第6条第1項の許可をしない。
- (1) 公安、風俗その他公益を害するおそれがあるとき。
 - (2) 施設、附属設備等を損傷するおそれがあるとき。
 - (3) その他委員会において管理上支障があると認めるとき。

(観覧料、使用料及び手数料の減免)

第8条 市長は、特に必要があると認めるときは、観覧料、使用料及び手数料を減額又は免除することができる。

(観覧料、使用料及び手数料の還付)

第9条 既納の観覧料、使用料及び手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第10条 第5条第2項、第6条第1項及び第6条の2の規定により許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、その権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(許可の取消し等)

第 11 条 委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可の条件を変更し、又は使用若しくは利用を停止し、若しくは許可を取り消すことができる。

(3) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。

(4) その他委員会において特に必要があると認めるとき。

(特別の設備等)

第 12 条 使用者は、既存の設備を変更し、又は特別の設備を使用しようとするときは、あらかじめ委員会の承認を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第 13 条 使用者は、その使用若しくは利用を終了したとき又は第 11 条の規定により使用若しくは利用を停止され、若しくは許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、委員会においてこれを執行し、使用者からその費用を徴収する。

(損害賠償)

第 14 条 使用者は、使用若しくは利用中に建物、附属設備等を損傷又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(博物館協議会)

第 15 条 博物館の運営に関し、館長の諮問に応じるとともに、館長に対して意見を述べる機関として、法第 20 条第 1 項の規定に基づき、博物館に四日市市立博物館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、委員会が任命する。

3 協議会の委員の定数は、20 人以内とする。

4 協議会の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

一部改正〔平成 21 年条例 1 号〕

(委任)

第 16 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

一部改正〔平成 16 年条例 55 号〕

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 1 号(博物館資料の展示及び利用に供する部分に限る。)、第 2 号及び第 8 号並びに第 4 条から第 14 条までの規定は規則で定める日から(平成 5 年 6 月 4 日市市規則第 33 号で、同 5 年 11 月 1 日から施行)、次項の規定は平成 5 年 9 月 1 日から施行する。

(四日市市立郷土資料庫条例の廃止)

2 四日市市立郷土資料庫条例(昭和 45 年四日市市条例第 38 号)は、廃止する。

附 則(平成 9 年 3 月 27 日条例第 3 号)

この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 許可の条件に違反したとき。

附 則(平成 12 年 3 月 29 日条例第 44 号)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 12 月 28 日条例第 55 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 2 月 7 日から施行する。

(経過措置)

7 改正後の四日市市立博物館条例第 4 条、別表第 1 及び別表第 2 の規定は平成 17 年 4 月 1 日以後の観覧から、第 5 条、第 6 条及び別表第 3 の規定は平成 17 年 4 月 1 日以降の使用許可申請に係るものから適用する。

附 則(平成 17 年 3 月 28 日条例第 22 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 改正後の四日市市立博物館条例別表第 3 備考の規定は、施行日以後の申請にかかるものから適用し、同日前の申請にかかるものについては、なお従前の例による。

附 則(平成 18 年 10 月 5 日条例第 45 号)

この条例は、平成 18 年 12 月 9 日から施行する。

附 則(平成 21 年 1 月 23 日条例第 1 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 25 年 12 月 27 日条例第 66 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の四日市市立博物館条例(以下「新条例」という。)第 6 条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行う博物館資料の熟覧、模写、模造、撮影等の許可(以下「特別利用許可」という。)に係る手数料から適用し、同日前に行う特別利用許可に係る手数料については、なお、従前の例による。

3 新条例別表第 1 及び別表第 2 の規定は、施行日以後に博物館特別展示又はプラネタリウムの映写を観覧する場合の観覧料から適用し、同日前に博物館特別展示又はプラネタリウムの映写を観覧する場合の観覧料については、なお従前の例による。

4 新条例別表第 3 の規定は、施行日以後に行う四日市市立博物館の特別展示室、講座室及び市民ギャラリー(以下「特別展示室等」という。)の使用許可に係る使用料から適用し、同日前に行う特別展示室等の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成 26 年 12 月 22 日条例第 1 号)

この条例は、平成 27 年 3 月 21 日から施行する。

別表第1(第4条関係)

| 区分 | 博物館特別展示 1人1回につき | プラネタリウム 1人1回につき | プラネタリウム 特別番組1人 1回につき |
|-------------|------------------------------|--------------------|------------------------------|
| 一般 | 2,160 円の範囲 内で委員会が定 める額 | 540 円 | 2,160 円の範囲 内で委員会が 定める額 |
| 大学生・ 高校生 | | 380 円 | |
| 中学生・ 小学生 | 無料 | 210 円 | |

備考

- 「一般」とは、15 歳以上の者(「大学生・高校生」及び
中学校又はこれに準ずる学校に在学する者を除く。)を
いう。
 - 「大学生・高校生」とは、大学、短期大学、高等学校、
高等専門学校、専修学校、各種学校その他これらに準
ずる学校に在学する者をいう。
 - 「中学生・小学生」とは、中学校、小学校その他これ
らに準ずる学校に在学する者をいう。
 - 小学校就学までの者は、無料とする。
 - 20 人以上の団体は、1人1回につき規定料金の 100
分の 80 の額とする。この場合において、その額に 10 円
未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものと
する。
- 一部改正〔平成 16 年条例 55 号・18 年 45 号・25 年 66 号〕

別表第2(第4条関係)

| 区分 | 博物館特別展示 1人1回につき | プラネタリウム 1人1回につき | プラネタリウム 特別番組1人 1回につき |
|-------------|------------------------------|--------------------|------------------------------|
| 一般 | 1,080 円の範囲 内で委員会が定 める額 | 270 円 | 1,080 円の範囲 内で委員会が 定める額 |
| 大学生・高 校生 | | 190 円 | |
| 中学生・小 学生 | 無料 | 110 円 | |

備考

- 「一般」とは、15 歳以上の者(「大学生・高校生」及び
中学校又はこれに準ずる学校に在学する者を除く。)を
いう。
 - 「大学生・高校生」とは、大学、短期大学、高等学校、
高等専門学校、専修学校、各種学校その他これらに準
ずる学校に在学する者をいう。
 - 「中学生・小学生」とは、中学校、小学校その他これ
らに準ずる学校に在学する者をいう。
 - 小学校就学までの者は、無料とする。
 - 20 人以上の団体は、1人1回につき規定料金の 100
分の 80 の額とする。この場合において、その額に 10 円
未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものと
する。
- 追加〔平成 16 年条例 55 号〕、一部改正〔平成 18 年条
例 45 号・25 年 66 号〕

別表第3(第5条関係)

| 区分 | 午前 | 午後 | 全日 |
|-------|---------------------|------------------|---------------------------|
| | 午前9時 30 分 から正午まで | 午後1時から午 後5時まで | 午前9時 30 分 から午後5時ま で |
| 特別展示室 | — | — | 32,400 円 |
| 講座室 | 8,640 円 | 12,960 円 | 21,600 円 |

備考 使用者が観覧料、受講料その他これらに類するもの
を徴収する場合は、上記の金額に 100 分の 50 を乗じて得
た額を加算する。

一部改正〔平成 16 年条例 55 号・17 年 22 号・25 年 66 号
26 年 42 号〕

四日市市立博物館条例施行規則

平成 5 年 3 月 31 日教委規則第 5 号

改正

平成 9 年 3 月 28 日教委規則第 9 号

平成 11 年 3 月 11 日教委規則第 4 号

平成 12 年 3 月 27 日教委規則第 7 号

平成 14 年 12 月 27 日教委規則第 11 号

平成 17 年 2 月 3 日教委規則第 31 号

平成 26 年 1 月 14 日教委規則第 5 号

平成 27 年 1 月 14 日教委規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、四日市市立博物館条例(平成 5 年四日市
市条例第 16 号。以下「条例」という。)第 16 条の規定に基づき、
条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第 2 条 四日市市立博物館(以下「博物館」という。)の開館時間
は、午前 9 時 30 分から午後 5 時までとする。ただし、四日市市
教育委員会(以下「委員会」という。)が特に必要があると認め
たときは、これを変更することができる。
一部改正〔平成 17 年教委規則 31 号〕

(休館日)

第 3 条 博物館の休館日は、次のとおりとする。ただし、委員会
が特に必要があると認めたときは、これを変更し、又は臨時に
休館することができる。

- 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭
和 23 年法律第 178 号)に規定する休日と当たるときは、そ
の翌日とする。
- 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで
一部改正〔平成 14 年教委規則 11 号〕

(観覧の手続)

第 4 条 博物館資料の展示会場に入場しようとする者及びプラ
ネタリウムの映写を観覧しようとする者は、観覧料の納入の際
に観覧券の交付を受け、展示室及びプラネタリウム室の入口
においてこれを係員に提示又は提出しなければならない。

(使用許可の申請)

第 5 条 条例第 5 条第 2 項の規定により、特別展示室等の使用の
許可を受けようとする者は、四日市市立博物館使用許可申請
書(第 1 号様式。以下「申請書」という。)により委員会に申請し
なければならない。

2 前項の申請の受付は、使用しようとする日(引き続き 2 日以上
使用しようとする場合は、その最初の日をいう。以下「使用日」
という。)の属する月の初日前 6 月からとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項に定める期間前に受付できるものとする。
- (1) 四日市市又は委員会が行う事業又は主催する行事に使用するとき。
 - (2) その他委員会が特に必要があると認めたとき。
- 4 第1項に規定する申請書の受付時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、休館日の受付は行わない。

(使用の許可)

第6条 委員会は、前条第1項の使用許可の申請について適当と認めたときは、使用の許可を決定し、四日市市立博物館使用許可書(第2号様式。以下「許可書」という。)を申請者に交付するものとする。

- 2 博物館の使用について許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、博物館使用の際に、前項の許可書を係員に提示し、指示を受けなければならない。

(使用の変更及び取消し)

第7条 使用者は、許可書に記載された事項を変更し、又は施設の使用を取り消そうとするときは、四日市市立博物館使用変更(取消)許可申請書(第3号様式)に許可書を添えて委員会に提出しなければならない。

- 2 委員会は、前項の規定により使用の変更又は取消しを許可したときは、四日市市立博物館使用変更(取消)許可書(第4号様式。以下「変更(取消)許可書」という。)を申請者に交付するものとする。

一部改正〔平成17年教委規則31号〕

(附属設備の名称及び使用料の額)

第8条 博物館の附属設備の使用料の額は、別表第1に定める額とする。

一部改正〔平成17年教委規則31号〕

(使用料の納付)

第9条 使用者は、使用の許可と同時に使用料を納付しなければならない。

- 2 官公署が使用する場合にあっては、前項の規定にかかわらず、別に納付期限を定めることができるものとする。

(観覧料の減免)

第10条 条例第8条の規定に基づく観覧料の減額又は免除の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 四日市市及び三重郡に所在する学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校、中学校の児童、生徒が学校教育の一環として教職員に引率されてプラネタリウム及び特別展示を観覧するとき。10割
 - (2) その他委員会が特別の事由があると認めたとき。その都度委員会が定める割合
- 2 前項の場合において、減額後の額に10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。
- 3 第1項第1号に定める観覧料の減免を受けようとする者は、四日市市立博物館観覧料減免申請書(第5号様式)に、減免を必要とする理由を記し、委員会に申請しなければならない。
- 一部改正〔平成17年教委規則31号・26年5号〕

(優待券等)

第11条 委員会が特に必要と認めたときは、優待券、招待券及び特別展示前売観覧券を発行することができる。

(使用料の還付)

第12条 条例第9条ただし書の規定により使用料を還付する場合及び還付する額は、次に掲げるとおりとする。

| 還付する場合 | 還付する額 |
|--|---|
| ア 災害等特別の事由により、使用者の責めによらない場合において使用できなかったとき。 | 使用料の全額 |
| イ 使用者が使用日の前7日以前に使用許可の取消しを申請し、許可されたとき。 | 既納の使用料から取消料(使用料から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額の100分の50に相当する額。ただし、10円未満の端数が生じた場合は、これを四捨五入した額とする。)を差し引いた額 |

- 2 使用者が第7条の規定により博物館の使用の変更を許可された場合において、既納の使用料に過納金が生じたときは、これを還付するものとする。

- 3 前2項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、四日市市立博物館使用料還付申請書(第6号様式)に第1項表アの場合にあっては許可書と使用料領収書、同項表イ及び前項の場合にあっては変更(取消)許可書と使用料領収書を添えて委員会に申請しなければならない。

- 4 委員会は、前項の申請を受理し、還付を決定したときは、四日市市立博物館使用料還付決定通知書(第7号様式)を申請者に交付するものとする。

一部改正〔平成17年教委規則31号〕

(使用者の遵守事項)

第13条 博物館に入館する者、使用者及び条例第6条第1項の規定により許可を受けた者(以下「使用者等」という。)は、条例及びこの規則に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 使用を許可されていない施設を使用し、又は立ち入らないこと。
- (2) 所定の場所以外で喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 許可を受けずに張り紙をし、又はくぎ類を打ち、建物その他の物品をき損又は汚損するおそれのある行為をしないこと。
- (4) 騒音を発し、暴力を用いるなど他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (5) その他委員会が定める事項及び係員の指示に従うこと。

(職務上の立入り)

第14条 使用者等は、係員の職務上の立入りを拒んではならない。

(施設等の損傷の届出)

第15条 使用者等は、施設、附属設備等を損傷又は滅失したときは、直ちに理由を付して委員会に届け出なければならない。

(使用後の届出及び点検)

第16条 使用者等は、条例第13条の規定により施設、設備等を原状に復したときは、速やかに委員会に届け出るとともに、その点検を受けなければならない。

(特別利用の許可の申請)

第17条 条例第6条第1項の規定に基づき、特別利用の許可を受けようとするものは、四日市市立博物館資料特別利用許可(減免)申請書(第8号様式)を委員会に提出しなければならない。

- 2 委員会は特別利用の許可をしたときは、四日市市立博物館資料特別利用許可書(第9号様式)を交付するものとする。
- 3 四日市市立博物館資料特別利用許可書の交付を受けたものは、直ちに条例第6条第2項に基づく手数料を納付しなければならない。
- 4 前項に定める手数料の額は、別表第2に定める額とする。
一部改正〔平成17年教委規則31号〕

(手数料の減免)

第18条 条例第8条の規定に基づく手数料の減額又は免除の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 市、県又は国若しくは他の地方公共団体が行う教育、学術若しくは文化の事業又はこれらの事業の普及の用途に供することを目的とするとき。10割
 - (2) 私立の博物館、図書館、学校等が行う教育又は研究の用途に供することを目的とするとき。10割
 - (3) 主に学術研究の用途に供することを目的とするとき。
10割
 - (4) その他委員会が特別の事由があると認めるとき。その都度委員会が定める割合
- 2 前項の場合において、減額後の額に10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。
- 3 第1項に定める使用料の減免を受けようとする者は、四日市市立博物館資料特別利用(減免)申請書(第8号様式)に、減免を必要とする理由を記し、委員会に申請しなければならない。
一部改正〔平成17年教委規則31号〕

(特別利用の制限)

第19条 次の各号のいずれかに該当するときは、特別利用の許可をしない。

- (1) 特別利用によって博物館資料の保存に影響を及ぼすおそれがあると委員会が認めるとき。
- (2) 現に博物館資料が展示されているとき。
- (3) 寄託された博物館資料で寄託者の同意を得ていないとき。
- (4) 著作権がある博物館資料で作者の承諾を得ていないとき。
- (5) その他委員会が特別利用をすることが不相当と認めるとき。

(館外貸出しの許可等)

- 第20条 条例第6条の2ただし書きの規定により、博物館資料の館外貸出しを受けようとするものは、あらかじめ四日市市立博物館資料館外貸出許可申請書(第10号様式)を委員会に提出し、その許可を受けなければならない。
- 2 委員会は、博物館資料の館外貸出しを認めた場合は、四日市市立博物館資料館外貸出許可書(第11号様式)を交付するものとする。
 - 3 博物館資料の館外貸出しの期間は、1月以内とする。ただし、委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(協議会の委員長及び副委員長)

- 第21条 条例第15条に規定する四日市市立博物館協議会(以下「協議会」という。)に、委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選によって選出する。
- 2 委員長及び副委員長の任期は、委員としての在任期間とする。
 - 3 委員長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。
 - 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の会議)

- 第22条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、定例会及び臨時会とし、定例会は、年2回、臨時会は必要に応じて開催する。
- 2 会議は、委員長が召集し、委員長がその議長となる。
 - 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
 - 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第23条 協議会の庶務は博物館において処理する。

(補則)

- 第24条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。
一部改正〔平成17年教委規則31号〕

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。ただし、第2条から第20条までの規定は、条例附則ただし書きに規定する規則で定める日から、次項の規定は、平成5年9月1日から施行する。
(四日市市立郷土資料庫条例施行規則の廃止)
- 2 四日市市立郷土資料庫条例施行規則(昭和45年四日市市教育委員会規則第5号)は、廃止する。

附則(平成9年3月28日教委規則第9号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附則(平成11年3月11日教委規則第4号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附則(平成12年3月27日教委規則第7号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附則(平成14年12月27日教委規則第11号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附則(平成17年2月3日教委規則第31号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年2月7日から施行する。ただし、四日市市立博物館条例施行規則第2条の改正は、平成17年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の四日市市立博物館条例施行規則第8条、第12条、第17条、第18条、別表第1及び別表第2の規定は、平成17年4月1日以後の使用又は利用許可申請に係るものから適用する。

附則(平成26年1月14日教委規則第5号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の四日市市立博物館条例施行規則別表の規定は、この規則の施行の日以後に行う四日市市立博物館の使用許可に係る使用料及び手数料から適用し、同日前に行う四日市市立博物館の使用許可に係る使用料及び手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成 27 年 1 月 14 日教委規則第 2 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 3 月 21 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の四日市市立博物館条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以降に申請を受理するものから適用し、同日前までに改正前の四日市市立博物館条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の四日市市立博物館条例施行規則の相当規定によりなされたものとみなす。

別表第1(第8条関係)

| 区分 | 使用料(一回一式) |
|---------|-----------|
| プロジェクター | 1,080 円 |

一部改正〔平成 17 年教委規則 31 号・26 年 5 号・27 年 2 号〕

別表第2(第 17 条関係)

| 区分 | 手数料(一点一日) |
|----|-----------|
| 熟覧 | 320 円 |
| 模写 | 1,080 円 |
| 拓本 | 1,080 円 |
| 撮影 | 1,080 円 |

一部改正〔平成 17 年教委規則 31 号・26 年 5 号〕

Ⅲ 施設概要

所在地 〒510-0075 三重県四日市市安島一丁目3番16号
電話 059-355-2700(代) FAX 059-355-2704

開館年月日 平成5年11月1日
丹羽文雄記念室オープン 平成18年12月9日
リニューアルオープン 平成27年3月21日

施設規模 敷地面積 1,845.840 m²
建設面積 1,590.397 m²
延床面積 10,147.108 m²
建物構造
鉄骨鉄筋コンクリート造
地下2階地上6階
建物の高さ 38.075m
建物イメージ
歴史(石を用い古典的な様式)
現代(石、土ものの自然素材と金属、ガラスなどの組み合わせによる新旧共存)
未来(金属板の仕上げ
=プラネタリウム)
地域・商区
商業地域・防火地域
建ぺい率100%(耐火)、容積率600%

主な室名と面積(リニューアル後)

| | | |
|-------------|------|--------------------------|
| ●展示・教育部門 | | 2,202.065 m ² |
| 常設展示室 | 2階 | 658.364 m ² |
| 〃 | 3階 | 548.291 m ² |
| 特別展示室 | 4階 | 594.798 m ² |
| ラウンジ | 4階 | 93.674 m ² |
| 図書スペース | 1階 | 86.350 m ² |
| 講座室 | 1階 | 142.218 m ² |
| 研修・実習室 | 1階 | 78.370 m ² |
| ●収蔵部門 | | 1,256.230 m ² |
| 第1収蔵庫 | 地下2階 | 243.290 m ² |
| 〃 前室 | 地下2階 | 38.880 m ² |
| 第2収蔵庫(恒温恒湿) | 地下1階 | 282.170 m ² |
| 第3収蔵庫 | 地下1階 | 384.496 m ² |
| 〃 前室 | 地下1階 | 76.086 m ² |
| 荷解室 | 1階 | 231.308 m ² |
| ●研究部門 | | 420.165 m ² |
| 作業室 | 2階 | 50.422 m ² |
| 資料整理室 | 地下1階 | 84.370 m ² |
| 文献資料室 | 3階 | 37.952 m ² |
| 資料評価室 | 4階 | 33.300 m ² |
| 燻蒸室 | 地下1階 | 43.070 m ² |
| スタジオ暗室 | 地下1階 | 87.510 m ² |
| ビデオ編集室 | 地下1階 | 16.882 m ² |
| 第2会議室 | 4階 | 37.952 m ² |
| 第3会議室 | 3階 | 28.707 m ² |
| ●プラネタリウム部門 | | 1,714.282 m ² |
| 客席(ドーム) | 5・6階 | 565.017 m ² |
| コズミックラウンジ | 5階 | 59.081 m ² |
| コズミックギャラリー | 5階 | 194.763 m ² |
| ブリーフィングルーム | 5階 | 59.326 m ² |
| 空調機械室 | 5・6階 | 836.095 m ² |

| | | |
|------------|------|--------------------------|
| ●管理・一般部門 | | 4,554.366 m ² |
| 事務室 | 3階 | 105.059 m ² |
| 事務室 | 2階 | 60.464 m ² |
| 第1会議室 | 2階 | 37.001 m ² |
| ミュージアムショップ | 1階 | 28.723 m ² |
| 警備室 | 1階 | 20.812 m ² |
| 中央監視室 | 地下2階 | 44.064 m ² |
| 設備機械室 | 地下2階 | 486.190 m ² |
| 電気室、発電機室 | 地下2階 | 240.152 m ² |
| 倉庫、展示備品庫など | | 3,531.901 m ² |

●プラネタリウム仕様
ドーム径18.5m 傾斜型(斜度20度)
座席144席
ケイロン401
全天周映画 可能

主な施工業者

【開館】

建築 (株)鴻池組 三菱建設(株) 丸藤建設(株)
電気 (株)電工社 四日市電機(株)
設備機械 須賀工業(株) ダイダシ(株) 三東工業所
プラネタリウム (株)五藤光学研究所
建築設計 (株)石本建築事務所
展示設計 (有)ササキ企画
展示 商工美術(株)
展示映像 中部松下システム(株)
ハイビジョン 中部松下システム(株)
陶壁 萬古環境造形体

【リニューアル】

プラネタリウム (株)五藤光学研究所
展示設計
展示 丹青社

設備概要

●空調設備

1. 空調熱源機器設備

①スクリュー冷凍機
(冷房能力293,000Kcal/h[97URST]
暖房能力254,000Kcal/h) 2基
②スクリュー冷凍機用空気熱交換機 2基
送風機(低騒音型3,400 m³/min) 3台

③蓄熱槽

2. 空調、換気及び排煙機器設備

①空調機
エアーハンドリングユニット 9基
パッケージ型空調機 30基
ファンコイルユニット 20基
全熱交換機 5基
②送、排風機
シロッコファン 2基
軸流ファン 8基
ラインファン 13基
消音ボックス付ラインファン 20基
デリベントファン 1基
排煙ファン 3基
排煙口 25基

| | | |
|-------------------------------|---------------------|--|
| 3. その他機器 | | |
| ①フィルターユニット | | |
| 外気新鮮空気処理ユニット | 3 基 | |
| ②消音マフラーユニット | 9 基 | |
| ③その他付属設備 | 一式 | |
| 4. 空調配管設備 | | |
| ①空調用ポンプ | 14 基 | |
| ②冷温水 2 次ポンプ可変速制御盤 | 1 基 | |
| ③冷水ヘッダー | 2 基 | |
| ④温水ヘッダー | 2 基 | |
| ⑤冷温水用防蝕装置 | 4 基 | |
| ⑥その他付属設備 | 一式 | |
| ●給排水衛生設備 | | |
| 1. 給水設備 | | |
| ①ポンプ 揚水ポンプ | 2 基 | |
| ②受水槽 有効容量 12.7 m ² | | |
| (2 分割-複合盤) | 1 基 | |
| ③高架水槽 有効容量 6.3 m ² | | |
| (2 分割-SUS444)保温 | 1 基 | |
| ④電機湯沸器 貯湯量 10 ㎥ | 3 基 | |
| ⑤ウォータークーラー | | |
| 壁埋込式、ステンレス製 | 2 基 | |
| 冷水能力 301/㎥ | | |
| ⑥その他付属設備 | 一式 | |
| 2. 排水設備 | | |
| 公共下水道接続箇所 | | |
| ①湧水排水ポンプ | 6 基 | |
| ②雑水排水ポンプ | 2 基 | |
| ③雨水排水ポンプ | 2 基 | |
| ●燻蒸設備(真空殺虫殺菌装置) | 3.15 m ² | |
| ●消防設備 | | |
| ①屋内消火栓ポンプ | 1 基 | |
| ②屋内消火栓設備 | | |
| 屋内消火栓箱 | 12 基 | |
| 屋内消火栓箱(併設型) | 4 基 | |
| ③連結散水設備 閉鎖型(8 系統) | 一式 | |
| ④ハロン消火設備 7 系統 | | |
| (特別展示室、第 1・2・3 収蔵庫、 | | |
| 前室、電気室、発電機室) | 一式 | |
| ⑤救助袋 3-5 階 | 6 台 | |
| ⑥自動火災報知設備 | | |
| 差動スポット感知器 | 6 個 | |
| 定温スポット感知器 | 14 個 | |
| 煙感知器 | 384 個 | |
| 炎感知器 | 4 個 | |
| ⑦非常放送設備 | 一式 | |
| ⑧消火器 | 38 本 | |
| ⑨誘導灯設備 避難口誘導灯 | 54 台 | |
| 通路誘導灯 | 39 台 | |
| 客席誘導灯 | 22 台 | |
| ⑩その他付属設備 | | |
| ●防犯設備 | | |
| ①防犯設備 熱感センサー | 46 個 | |
| ②監視カメラ 1, 3, 4, 5 階 カートーム型 | 9 台 | |
| CCD | 1 台 | |
| モニターテレビ | 5 台 | |
| ③防火扉 | 47 箇所 | |
| ④防火・防炎シャッター | 32 箇所 | |
| ⑤排煙口 | 28 箇所 | |

| | | |
|------------------------------------|---------|--|
| ●電気設備 | | |
| ①受電電圧 交流 3 相 3 線式 660V 60Hz | | |
| ②変圧器 | | |
| 動力用 | | |
| 3 相 6.6KV/210V 300KVA | 1 台 | |
| 3 相 6.6KV/210V 500KVA | 1 台 | |
| 3 相 6.6KV/210V 150KVA | 2 台 | |
| 3 相 6.6KV/440V 500KVA | 1 台 | |
| 電灯用 | | |
| 1 相 6.6KV/210V/105V 300KVA | 2 台 | |
| 1 相 6.6KV/210V/105V 100KVA | 1 台 | |
| ③自家発電機 | | |
| 6 気筒 4 サイクルディーゼル機関 | | |
| 480Ps 1200rpm | 1 台 | |
| 3 相交流同期発電機 400KVA 6600V | 1 台 | |
| ④電線路電圧 6600V 440V 210V 105V | | |
| ⑤電気室 高低圧配電盤 | 19 面 | |
| 動力制御盤 | 15 面 | |
| 電灯分電盤 | 21 面 | |
| 端子盤 | 12 面 | |
| ⑥低圧回路 | | |
| ⑦低圧負荷設備 | | |
| 電動機合計容量 1,123.023KW | 130 台 | |
| 電灯コンセント合計容量 476KVA | 2,115 個 | |
| ⑧直流電源装置 | | |
| 100V 非常照明用 発電設備機器操作用 | | |
| 全自動サイリスター式整流器 | | |
| (入力 交流 3 相 200V 60Hz | | |
| 直流出力電流 50A 3 相全波整流) | 1 面 | |
| 蓄電池 ペースト式高率放電用鉛蓄電池 | | |
| 2V×54 セル | | |
| ⑨交流無停電電源装置 | | |
| 100V 中央監視装置用 | | |
| 商用同期常時インバーター給電方式 | | |
| (交流入出力 単相 2 線式 100V 60Hz | | |
| 出力容量 5KVA) | | |
| ⑩電気時計 水晶発信式 6 回路 | | |
| 親時計 1 台 子時計 41 台 | | |
| ⑪放送設備 防災アンプ 480W | 20 回路 | |
| ⑫電話設備 デジタル電子交換機 | 一式 | |
| 多機能電話機 | 15 台 | |
| 一般電話機 | 37 台 | |
| ⑬テレビ共聴設備 CATV 引込(CTY) | | |
| ⑭中央監視設備 | | |
| SAVIC-NETFX による監視システム | | |
| ●エレベータ | | |
| 1.2 号 乗用(展望用) 定員 17 名 1150Kg 90m/分 | | |
| 3 号 乗用 定員 11 名 750Kg 105m/分 | | |
| 4 号 人荷用 定員 67 名 4400Kg 30m/分 | | |
| 5 号 乗用 定員 11 名 750Kg 30m/分 | | |
| ●その他設備 昇降リフト(2 ト、荷解室) | 1 台 | |
| ゴンドラ(ガラス清掃用) | 2 台 | |
| 自動扉 | 4 箇所 | |

●設計概要

敷地は、旧四日市工業高等学校跡地の一角で、街区内には、都市公園を介して地場産業振センター、アムスクエア(現ララスクエア)などがあり、それらとの調和を図る必要があった。そこで、形態的には都市公園を介してオープンなアトリウムで呼応しあう関係を生み出し、色調的にはアムスクエアのグレイッシュピンクと補色関係にあり、色の映える淡緑青色を基調としている。

外観デザインとしては、博物館とプラネタリウムという複合した機能を持つ建物の性格上、「過去」(歴史)、「現在」、「未来」(宇宙)の調和をテーマとしている。そのことは、基壇部において花崗岩のジェットバーナー仕上げで歴史の積層をイメージし、胴部において割肌タイルにより工業化が進んだ現代だからこそ逆に求められる手造りのなあたかき、やさしさを表現し、頂部においてステンレスの球体を一部露出させ、未来的、宇宙的なイメージを喚起して、それらの三層構成による対比と調和を図っている。また、都市公園に面する東側はボリュームの大きさからくる威圧感を低減するために、面を分節化し、水平線を強調したガラスのカーテンウォール、地上の緑が階段状に延長した濃緑色の石貼部、太陽光線をイメージした黄色の垂直線、コンビナートのメタファーとしての金属のパイプや球体により、リズムミカルで変化のある構成としている。

内部機能構成としては、地下部分に収蔵部門、1階にエントランス、2～4階に博物館部門、5、6階にプラネタリウム部門を収め、地上部分に5層吹抜のアトリウムを設けることにより積層化した施設の空間的な一体感を生み出す計画としている。また、都市公園に対してオープンな構成とし、それを借景として利用することで空間的な広がりを持たせている。

(石本建築事務所)

IV 利用案内

●博物館を彩る施設(無料利用できる部分)

□エントランスホール(1階)

入口を入ると5階まで吹き抜けているアトリウムとシースルーエレベータが目を引きまします。ここは誰でも入れる自由空間。待ち合わせに最適な場所です。

□図書スペース(1階)

四日市公害と環境未来館の併設に伴い設置されたスペースで、環境に関連する図書の閲覧・貸出が可能なスペースです。

□ミュージアムショップ(1階)

来館の思い出となる記念品や、市・博物館が刊行する図録等の書籍を販売。鉱物や化石、星座グッズなども取りそろえています。

□陶壁(2階ロビー)

四日市市の歴史、美術資料の展示効果と現代建築における陶の材質美との調和を図るため、通路を歩く人の動きとともに画面が変化する一種のだまし絵的効果を意図した。(高さ2.5m 幅5.0m)

A面：歌川広重作 東海道五十三次「四日市の図」

B面：歌川国貞作 末広五十三次「蜃気楼の図」

これらを四日市萬古焼の伝統技法により焼成。

制作：萬古環境造形体

□博物館常設展示室(3階)、四日市公害と環境未来館常設展示室(2階)



I 楠歴史民俗資料館事業概要

1 これまでの経緯

この資料館の主要施設である旧庄屋岡田邸は、代々庄屋の要職にあった岡田家の邸宅であり、岡田家については、幾つかの古文書や神社棟札、また、文政12年（1829年）の岡田家の古文書に庄屋の記載がみられ、この頃に庄屋職を桑名藩より拝命したと推察されている。また、建物については、敷地内に祭っていた弁財天の社の中に宝暦10年（1760年）の記載があることから、建築年代は18世紀半ば、少なくとも江戸時代中期に現在の主屋と土蔵が建築され、建築様式から推定すると、約250年ほど経過しているとみられている。また、隣接する立会所は、岡田家所蔵の古文書によると、明治3年（1870年）に役所施設（公共建築）として邸内に建設されたと考えられている。



平成14年3月に旧庄屋岡田邸は、岡田氏から土地と建物を当時の楠町へ寄贈いただいた。

北勢地域における、近世の民家として歴史的価値が高い建造物であることから、平成14年6月に主屋部分を、続いて同年12月に立会所・蔵部分をそれぞれ楠町有形文化財（建造物）に指定した。旧楠町においては、この歴史的建造物の維持と管理について、旧楠町文化財調査委員会をはじめ、各方面のご指導ご協力を仰ぎながら協議を重ね、楠町議会のご理解を得て、歴史民俗資料館として活用する方針を決定するに至った。



平成16年度には、国庫補助事業である発電用施設周辺地域振興事業と県補助事業である下水道周辺環境整備事業の事業補助認定を受けて修復工事を実施した。工事概要は、楠町有形文化財である主屋、立会所及び蔵の修復と、年貢米の貯蔵庫としていた米蔵の跡地に展示収蔵庫兼管理棟の新築を行い、併せて、老朽化により修復不可能な養蚕所、女子部屋及び、下屋については解体し、平成17年3月末に完成した。

この間、平成17年2月7日には、四日市市と楠町が合併した。それに伴い旧楠町の町有形文化財（建築物）である主屋、立会所及び蔵は、四日市市有形文化財（建造物）に指定され、平成17年4月29日に「四日市市楠歴史民俗資料館」として開館した。

平成21年度から指定管理者制度を導入し、財団法人四日市市まちづくり振興事業団（現公益財団法人四日市市文化まちづくり財団）が指定管理者となって管理運営を行ったが、平成24年度からは博物館が直接管理運営を行っている。

この資料館は、楠地域の歴史及び文化の保存並びに地域文化の振興を図ることを目的としており、収蔵品は平成27年3月末現在5,085点を数え、旧庄屋岡田邸・蔵内に約500点、展示棟内の常設展示室に約100点を展示している。



2 事業

(1) 夏の夜間特別開館2014

通常17時で閉館するところを、20時まで特別に開館し、資料館保存運営委員会の協力のもと、また、地元団体と連携して、模擬店やホタルの郷コンサート、天文科学教室などを開催した。

■ 日 時：5月31日（土）

■ 来館者：1,017人



(2) 秋の夜間特別開館2014

資料館を淡い光で彩るあんどんまつりや模擬店、昔話語りきかせ、邦楽コンサートなど、保存運営委員会や地元団体と連携して事業を行った。

■ 日 時：10月4日（土）

■ 来館者：362人



(3) ミニ門松づくり

市内河原田地区の「竹林に親しむ会」の指導のもと、ミニ門松づくりを保存運営委員会との共催で開催した。

■ 日 時：12月21日（日）9:00～正午

■ 参加者：15人

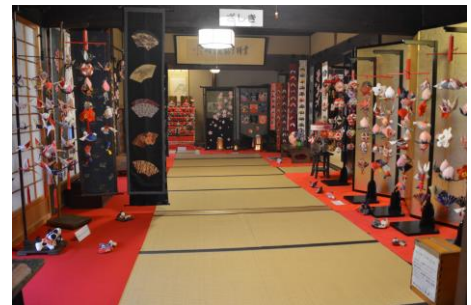


(4) 企画展：吊るし飾り展

地元団体「きさらぎ会」の協力により手作りの雛人形など、ひなまつりにちなんだ手芸作品を展示した。保存運営委員会との共催。

■ 期 間：平成27年2月7日（土）～3月5日（木）

■ 来館者：1,405人



(5) ひなまつりコンサート

ひなまつりにちなみ地元団体の協力のもと大正琴による童謡や懐メロのコンサートを、保存運営委員会と共催で開催した。

■ 日 時：平成27年3月1日（日） 13:30～15:00

■ 参加者：84人



3 施設の利用

(1) 立会所

資料館の施設利用については、四日市市楠歴史民俗資料館条例第8条により、立会所のざしき(西)・ざしき(東)・小ざしき及び水屋を、資料館の設置目的に反せず、資料館の公開に支障のない範囲において、公開使用を許可している(有料)。平成26年度実績は以下のとおりである。

- ・写生大会表彰式
7月20日(日) 四日市市楠歴史民俗資料館保存運営委員会
- ・ぷち・ぶうけ会議
7月23日(水) ぷち・ぶうけ
- ・ぷち・ぶうけ会議
9月30日(火) ぷち・ぶうけ
- ・第7回親子茶道教室
11月16日(日) 四日市市楠歴史民俗資料館保存運営委員会
- ・写真撮影
3月20日(金) 個人

(2) 企画展示コーナー

資料館の賑わい創出のため、展示棟内の展示スペースを企画展示コーナーとして希望者に提供している(無料)。平成26年度実績は以下のとおりである。

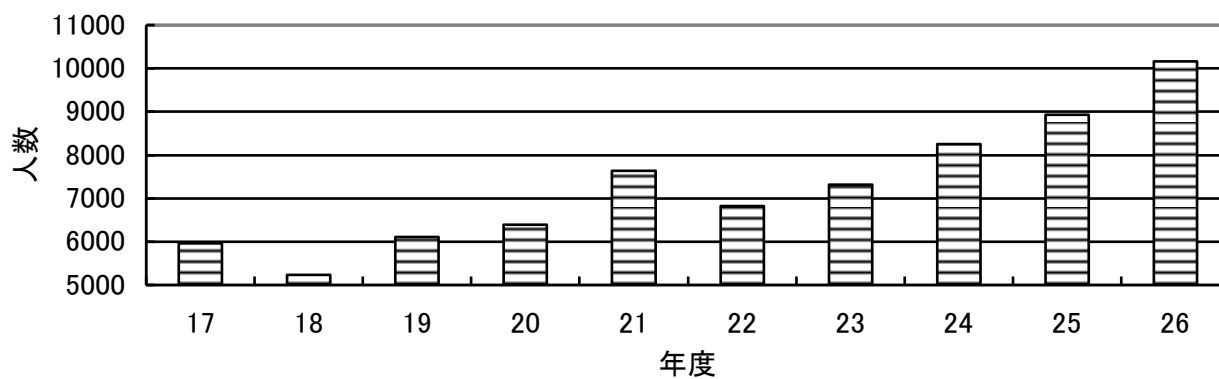
- ・ひょうたん展
4月2日(水)～4月29日(木) 個人(鈴鹿市)
- ・女性2人の写真展
5月1日(木)～5月30日(金) 個人(四日市市)
- ・グラスアート・シルエットアート作品展
6月1日(日)～6月15日(日) 個人(四日市市)
- ・押し花絵額展
6月17日(火)～6月29日(日) 個人(四日市市)
- ・銅板工芸展
7月1日(火)～7月30日(水) 桜山上銅板工芸教室(四日市市)
- ・折り紙展
8月1日(金)～8月31日(日) 折り紙クラブ 夢折り会(四日市市)
- ・かな書展
9月2日(火)～9月15日(祝・月) かな書教室(四日市市)
- ・絵画サークル展
9月17日(水)～9月30日(火) 楠町絵画サークル(四日市市)
- ・花のある暮らし展
10月1日(水)～10月15日(水) ぷち・ぶうけ(四日市市)
- ・銅板工芸展
10月16日(木)～10月31日(金) 水旺会(四日市市)
- ・抱き人形ななちゃん展
11月1日(土)～11月30日(日) 創作工房なかなか(四日市市)
- ・日本芸術人形展
12月3日(水)～12月23日(祝・火) 個人(鈴鹿市)
- ・トールペイント展
平成27年1月4日(日)～1月31日(土) 個人(四日市市)
- ・日向ぼっこ会手芸展
平成27年2月3日(火)～2月27日(金) 日向ぼっこ会(四日市市)
- ・六年生卒業作品展
平成27年3月3日(火)～3月29日(日) 大田黒書道教室(四日市市)

4 利用状況

(1) 観覧者数 (4月1日～平成27年3月31日)

| 月 | 開館日数 | 人数 |
|-----|------|--------|
| 4月 | 26 | 553 |
| 5月 | 27 | 1,889 |
| 6月 | 25 | 731 |
| 7月 | 27 | 507 |
| 8月 | 26 | 684 |
| 9月 | 25 | 862 |
| 10月 | 27 | 998 |
| 11月 | 26 | 810 |
| 12月 | 24 | 525 |
| 1月 | 24 | 411 |
| 2月 | 24 | 1,454 |
| 3月 | 26 | 733 |
| 合計 | 307 | 10,157 |

(2) 観覧者数推移



| 年度 (平成) | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
|---------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 観覧者数 | 5,955 | 5,230 | 6,110 | 6,397 | 7,634 | 6,829 | 7,321 | 8,258 | 8,927 | 10,157 |
| 累計 | 5,955 | 11,185 | 17,295 | 23,692 | 31,326 | 38,155 | 45,476 | 53,734 | 62,661 | 72,818 |

5 関係法規

四日市市楠歴史民俗資料館条例

平成 17 年 3 月 28 日条例第 13 号

改正

平成 20 年 6 月 27 日条例 23 号

平成 22 年 3 月 25 日条例 7 号

平成 25 年 12 月 27 日条例第 67 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 244 条の 2 の規定に基づき、四日市市楠歴史民俗資料館の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。
一部改正〔平成 20 年条例 23 号〕

(設置)

第 2 条 本市は、楠地域の歴史及び文化の保存並びに地域文化の振興を図るため、四日市市楠町本郷 1068 番地に四日市市楠歴史民俗資料館(以下「資料館」という。)を設置する。

(定義)

第 3 条 この条例において「公開使用」とは、資料館の一部について、入場者の排除を行わずに、第 2 条に掲げる目的に沿った文化活動を行うために使用することをいう。
追加〔平成 20 年条例 23 号〕

(事業)

第 4 条 資料館は、第 2 条の設置目的を達成するために、次の事業を行う。
(1) 楠地域の歴史等に関する実物、模型、複製、文献、写真等の資料(以下「資料館資料」という。)を収集し、保管し、展示し、及び利用に供すること。
(2) 資料館資料についての説明、助言に関すること。
(3) 他の資料館、学校その他関係機関との連絡及び協力に関すること。
(4) 第 2 条に掲げる目的に沿った文化活動のための施設の提供に関すること。
(5) その他必要な事業
一部改正〔平成 20 年条例 23 号〕

(管理)

第 5 条 資料館の管理は、法第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であって市が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。
追加〔平成 20 年条例 23 号〕

(指定管理者の業務の範囲)

第 6 条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。
(1) 第 8 条に規定する公開使用の許可、第 11 条に規定する特別利用の許可、第 12 条に規定する資料館資料貸出しの許可、第 13 条に規定する許可の取消し、第 14 条に規定する入館の制限、第 16 条に規定する特別の設備の設置許可その他資料館の使用許可に関する業務
(2) 第 9 条に規定する利用料金の徴収、第 10 条に規定する利用料金の還付その他利用料金に関する業務
(3) 資料館資料、施設、附属設備等(以下「施設等」という。)の維持管理に関する業務
(4) 前 3 号に掲げるもののほか、資料館の運営に関し

て四日市市教育委員会(以下「委員会」という。)が必要と認めた業務
追加〔平成 20 年条例 23 号〕、一部改正〔平成 22 年条例 7 号〕

(観覧料)

第 7 条 資料館の観覧料は、無料とする。
一部改正〔平成 20 年条例 23 号〕

(公開使用の許可)

第 8 条 資料館の一部を公開使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者に申請し、その許可を受けなければならない。
2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、前項の許可を行わないものとする。
(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
(2) 施設等を損傷又は汚損するおそれがあるとき。
(3) その他施設等の管理上支障があるとき。
3 指定管理者は、第 1 項の許可に際して、必要な条件を付けることができる。
追加〔平成 20 年条例 23 号〕

(利用料金)

第 9 条 資料館の公開使用について許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、当該許可と同時に利用料金を前納しなければならない。ただし、別に定める基準に従い、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、使用後に納付することができる。
2 前項に定める利用料金の額は、別表第 1 に定める額の範囲内において指定管理者があらかじめ委員会の承認を得て定める額とする。
3 利用料金は、法第 244 条の 2 第 8 項の規定に基づき、指定管理者の収入として収受させるものとする。
追加〔平成 20 年条例 23 号〕、
一部改正〔平成 22 年条例 7 号〕

(利用料金の還付)

第 10 条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、別に規則で定める基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。
追加〔平成 20 年条例 23 号〕

(特別利用の許可)

第 11 条 資料館資料について、学術研究のための熟覧、模写、模造、撮影等をしようとする者(以下「利用者」という。)は、あらかじめ指定管理者に申請し、その許可を受けなければならない。
2 第 8 条第 2 項及び 3 項の規定は、前項の許可について準用する。
一部改正〔平成 20 年条例 23 号〕

(資料館資料の貸出し)

第 12 条 資料館資料は、貸し出すことができない。ただし、指定管理者は、当該資料館資料が学術上の調査研究又は教育の普及のために使用され、かつ、取扱い上の安全性が確保されると認められるときは、資料館の運営に支障を来さない範囲において、次の各号に掲げるものに対して、貸出しを許可することができる。
(1) 博物館法(昭和 26 年法律第 285 号)第 2 条第 1 項に規定する博物館及び同法第 29 条に規定する博物館に相当する施設
(2) 国及び地方公共団体

- (3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校若しくは同法第134条第1項に規定する各種学校又はこれに類するものとして委員会が認めた施設
- (4) その他委員会が適当と認めたもの
- 2 第8条第2項及び3項の規定は、前項の許可について準用する。
- 3 第1項の許可を受けたもの(以下「借入者」という。)は、当該貸出しに伴う一切の費用を負担しなければならない。
- 4 第1項の貸出期間は、30日以内とする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、1年以内とすることができる。
- 追加〔平成20年条例23号〕、一部改正〔平成22年条例7号〕

(許可の取消し等)

- 第13条 指定管理者は、使用者、利用者又は借入者(以下「使用者等」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可の条件を変更し、若しくは使用、利用若しくは貸出し(以下「使用等」という。)を停止し、又は許可を取り消すことができる。
- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 許可の条件に違反したとき。
- (3) 第8条第2項各号(第11条及び前条において準用する場合を含む。)のいずれかに該当するに至ったとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。
- (5) その他施設等の管理上特に必要があるとき。
- 2 前項の規定により、使用者等に損害が生じて、市及び指定管理者はその賠償の責めを負わない。
- 追加〔平成20年条例23号〕

(入館等の制限)

- 第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、資料館への入館を拒否し、又は退館を命じることができる。
- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められた者
- (2) 施設等を損傷するおそれがあると認められた者
- (3) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがあると認められた者
- (4) その他資料館の管理運営上支障があると認められた者
- 一部改正〔平成20年条例23号〕

(権利の譲渡等の禁止)

- 第15条 使用者等は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならない。
- 一部改正〔平成20年条例23号〕

(特別の設備等)

- 第16条 使用者等は、既存の設備を変更し、又は特別の設備を設置しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。
- 一部改正〔平成20年条例23号〕

(原状回復の義務)

- 第17条 使用者等は、使用等を終了したとき又は第13条の規定により使用等を停止され、若しくは許可を取り消されたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。

- 2 使用者等が前項の義務を履行しないときは、市長においてこれを執行し、使用者等がその費用を負担しなければならない。
- 一部改正〔平成20年条例23号〕

(損害賠償)

- 第18条 使用者等が使用等の際に施設等を損傷又は滅失したとき又は入場者が観覧の際に施設等を損傷又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。
- 一部改正〔平成20年条例23号〕

(委任)

- 第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。
- 一部改正〔平成20年条例23号・22年7号〕

附 則

この条例は、平成17年4月29日から施行する。

附 則(平成20年6月27日条例第23号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月25日条例第7号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に改正前の四日市市楠歴史民俗資料館条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の四日市市楠歴史民俗資料館条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成25年12月27日条例第67号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の四日市市楠歴史民俗資料館条例別表第1の規定は、この条例の施行の日以後に行う四日市市楠歴史民俗資料館の使用許可に係る利用料金の上限額から適用し、同日前行う四日市市楠歴史民俗資料館の使用許可に係る利用料金の上限額については、なお従前の例による。

別表第1(第9条関係)

| | | 利用料金の上限額(円) | |
|---------|----------|---------------|--------------|
| | | 午前 | 午後 |
| 区分 | | 午前8時30分から正午まで | 午後1時から午後5時まで |
| 立会 所 | ざしき(西) | 650 | 650 |
| | ざしき(東) | 650 | 650 |
| | 小ざしき及び水屋 | 650 | 650 |
| | 全室利用 | 1,950 | 1,950 |

追加〔平成20年条例23号〕、一部改正〔平成25年条例67号〕

四日市市楠歴史民俗資料館条例施行規則

平成 22 年 3 月 24 日教委規則第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、四日市市楠歴史民俗資料館条例(平成 17 年四日市市条例第 13 号。以下「条例」という。)第 19 条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第 2 条 四日市市楠歴史民俗資料館(以下「資料館」という。)の開館時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、指定管理者(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)が特に必要があると認めるときは、四日市市教育委員会(以下「委員会」という。)の承認を得てこれを変更することができる。

(休館日)

第 3 条 資料館の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、委員会の承認を得てこれを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 毎週月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日にあたるときは、その翌日とする。
- (2) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

(公開使用許可の申請)

第 4 条 条例第 8 条第 1 項の規定により、資料館の公開使用許可を受けようとする者は、四日市市公共施設利用許可申請書(第 1 号様式。以下「利用申請書」という。)により指定管理者に申請しなければならない。

- 2 前項の申請は、使用しようとする日(引き続き 2 日以上使用しようとする場合は、その最初の日。以下「使用日」という。)の属する月の初日前 3 月から受け付けるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の定める期間前においても受け付けるものとする。
 - (1) 市が主催する行事に使用するとき。
 - (2) その他指定管理者が特に必要があると認め、委員会の承認を得たとき。

(公開使用の許可)

第 5 条 指定管理者は、前条の申請について適当と認めるときは、四日市市公共施設利用許可書(第 2 号様式。以下「利用許可書」という。)を交付するものとする。

- 2 資料館の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、施設の使用の際に、利用許可書を係員に提示し、指示を受けなければならない。
- 3 使用の許可は、申請の順序とする。ただし指定管理者が特に必要があると認めるときは、委員会の承認を得て他の方法によることができる。

(公開使用の変更等)

第 6 条 使用者は、利用許可書に記載された事項を変更し、又は資料館の使用を取り消そうとするときは、四日市市公共施設利用変更(取消)・還付申請書(第 3 号様式。以下「変更・還付申請書」という。)に利用許可書を添えて、指定管理者に申請しなければならない。

(利用料金等の還付)

第 7 条 条例第 10 条ただし書の規定により利用料金等を還付する場合及び還付する額は、次に掲げるとおりとする。

| 還付する場合 | 還付する額 |
|---|--|
| 災害等特別の事由により、使用者の責めによらない場合において利用できなかったとき。 | 利用料金の全額 |
| 使用日の 1 月前(使用日の 1 月前が休館日の場合は、その直前の開館日)までに使用許可の取消しを申請し、許可されたとき。 | 利用料金の全額 |
| 上欄に規定する場合を除き、使用日の前日までに使用許可の取消しを申請し、許可されたとき。 | 既納の使用料から取消料(使用料から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額の 100 分の 50 に相当する額。ただし、10 円未満の端数が生じた場合は四捨五入した額とする。)を差し引いた額 |

(特別利用の許可の申請)

第 8 条 条例第 11 条の規定により、特別利用の許可を受けようとする者(以下「利用者」という。)は、四日市市楠歴史民俗資料館資料特別利用許可申請書(第 4 号様式)により指定管理者に申請しなければならない。

2 特別利用の許可は、申請の順序とする。

(特別利用の許可)

第 9 条 指定管理者は、前条の申請について適当と認めるときは、四日市市楠歴史民俗資料館資料特別利用許可書(第 5 号様式。以下「特別使用許可書」という。)を申請者に交付するものとする。

2 指定管理者は、前項の許可に際して、管理上必要な条件をつけることができる。

(特別利用の変更等)

第 10 条 利用者は、特別使用許可書に記載された事項(使用日、使用時間区分を除く。)を変更し、又は利用を取り消そうとするときは、四日市市楠歴史民俗資料館資料特別利用変更(取消)許可申請書(第 6 号様式)に許可書を添えて、指定管理者に申請しなければならない。

2 指定管理者は、前項の利用の変更又は取消しを許可したときは、四日市市楠歴史民俗資料館資料特別利用変更(取消)許可書(第 7 号様式)を申請者に交付するものとする。

(特別利用の制限)

第 11 条 次の各号のいずれかに該当するときは、条例第 8 条に規定する資料館資料の特別利用の許可を行わないものとする。

- (1) 特別利用によって資料館資料の保存に影響を及ぼすおそれがあると委員会が認めるとき。
- (2) 現に資料館資料が展示されているとき。
- (3) 寄託された資料館資料で寄託者の同意を得ていないとき。
- (4) 著作権がある資料館資料で著作権者の承諾を得て
- (5) その他委員会が特別利用をすることが不相当と認めるとき。

(資料館資料の貸出許可の申請)

第 12 条 資料館資料の貸出しを受けようとする者は、四日市市楠歴史民俗資料館資料貸出許可申請書(第 8 号様式)を指定管理者に提出し、その許可を受けなければならない。この場合において、当該資料館資料が資料館に寄託された資料であるときは、当該資料を寄託した者の承諾書を添付しなければならない。

(資料館資料の貸出許可の交付)

第 13 条 指定管理者は、前条の申請について適当と認めるときは、四日市市楠歴史民俗資料館資料貸出許可書(第 9 号様式)を交付するものとする。

(寄贈又は寄託)

第 14 条 資料館に資料を寄贈又は寄託しようとする者は、四日市市楠歴史民俗資料館資料寄贈(寄託)申請書(第 10 号様式)を委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

2 委員会は、前項の承認を行うときは、四日市市楠歴史民俗資料館資料受領書(第 11 号様式。以下「受領書」という。)を交付するものとする。

3 寄託資料は、資料館所蔵の資料と同様の取扱いをするものとする。

4 市長は、寄贈資料が火災等やむを得ない理由により汚損破損し、又は亡失した場合には、その責めを負わない。

5 寄託資料の返還は、寄託者の申出により、受領書と引換えに行うものとする。

(補則)

第 15 条 この規則の施行に関し、この規則に定めるもののほか、必要な事項は委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

II 施設概要

| | |
|-------|--|
| 所在地 | 〒510-0106 三重県四日市市楠町本郷 1068 番地 電 話 059-398-3636 F A X 059-398-3637 |
| 施設規模 | 敷地面積 1,229.23 m ² 建築面積 338.09 m ² 延床面積 448.24 m ² 建物構造 主屋・立会所 (四日市市指定有形文化財) 木造瓦葺平屋 209.75 m ² 蔵 (四日市市指定有形文化財) 木造棧瓦葺平屋 39.08 m ² 水屋 木造瓦葺平屋 2.76 m ² 展示棟兼収蔵庫 木造瓦葺 2階建 196.65 m ² |
| 付属設備等 | 放送設備 冷暖房装置 会議用机・椅子 A Vコーナー 駐車場 11 台 |

平成 26 年度四日市市立博物館年報 第 22 号

平成 27 年 8 月 25 日発行
編集・発行 四日市市立博物館
〒510-0075 四日市市安島一丁目 3 番 1 6 号
TEL 059-355-2700(代)
FAX 059-355-2704
<http://www.city.yokkaichi.mie.jp/museum/>